

# **銚子市地域防災計画**

## **第2編**

### **地震・津波編**

**銚子市防災会議**



## 第2編 地震・津波編 目次

第1章 災害予防計画	1
第1節 防災意識の向上	1
第1 防災教育	1
第2 過去の災害教訓の伝承	1
第3 防災広報の充実	2
第4 自主防災体制の強化等	4
第5 防災訓練の充実	5
第6 調査・研究	7
第2節 津波災害予防対策	9
第1 総合的な津波対策の基本的な考え方	9
第2 津波広報、教育、訓練計画	9
第3 津波避難対策	11
第4 津波防護施設等の整備	13
第2節 火災等予防対策	15
第1 地震火災の防止	15
第2 危険物等災害予防計画	17
第3 防災空間の整備・拡大	17
第4節 消防計画	19
第5節 耐震化等の推進	21
第1 建築物の耐震化等の促進	21
第2 ライフライン施設の耐震計画	22
第3 土木施設の耐震計画	23
第4 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化	23
第6節 液状化災害予防対策	24
第7節 土砂災害等予防対策	25
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	26
第1 避難行動要支援者への対応	26
第2 要配慮者全般への対応	28
第3 社会福祉施設等における防災対策	30
第4 外国人に対する防災対策の充実	30
第9節 情報連絡体制の整備	32
第1 市の情報連絡体制の強化	32
第2 防災関係機関の情報連絡体制の強化	33
第10節 被災者支援体制の整備	34
第1 備蓄・物流体制の整備	34
第2 ごみ・し尿処理体制の整備	36
第3 医療品及び応急医療資機材の整備	36
第4 緊急輸送体制の整備	37
第11節 防災施設の整備	39
第1 防災拠点の整備	39
第2 避難環境整備計画	39
第3 避難場所・避難所の整備	41
第12節 帰宅困難者等対策	44

第1    一斉帰宅の抑制	44
第2    帰宅支援対策	45
第13節    防災体制の整備	47
第1    防災組織体制の整備	47
第2    相互応援計画	48
第3    燃料・エネルギー対策	49
<b>第2章    災害応急対策計画</b>	<b>50</b>
第1節    災害対策本部活動	50
第1    災害応急活動体制	50
第2    災害救助法の適用	57
第2節    情報収集・伝達体制	60
第1    通信手段確保計画	60
第2    災害情報の収集・伝達・報告計画	62
第3    広報計画	69
第4    り災証明書の発行	71
第5    被災者台帳の作成及び安否情報の提供	72
第3節    地震・火災避難計画	74
第1    避難計画	74
第2    避難所の開設・運営計画	78
第4節    津波避難計画	81
第5節    要配慮者支援策	83
第6節    消防・救助救急・医療救護活動	86
第1    消防	86
第2    応急医療計画	88
第3    危険物等災害防止対策計画	90
第7節    警備・交通の確保・緊急輸送対策	92
第1    警備・交通規制計画	92
第2    緊急輸送計画	95
第8節    救援物資供給活動	97
第1    生活救援物資の供給計画	97
第2    救援物資、燃料等の確保	100
第9節    広域応援等の要請及び被災市町村への支援	101
第1    応援・派遣要請計画	101
第2    被災市町村への応援	103
第10節    自衛隊への災害派遣要請	105
第1    自衛隊への災害派遣要請	105
第11節    学校等における児童・生徒等の安全対策	109
第12節    帰宅困難者等対策	112
第1    帰宅困難者等対策	112
第13節    保健衛生、防疫、廃棄物等対策	113
第1    清掃・防疫・障害物の除去計画	113
第2    死体の捜索・死体処理埋葬計画	116
第14節    被災建築物等の危険度判定、被災住宅の応急修理及び応急住宅の確保	118
第15節    ライフライン施設・公共土木施設等の応急復旧	120
第1    ライフライン施設の応急復旧計画	120

第2	公共土木施設等の応急復旧計画	123
第16節	災害ボランティアの協力	126
<b>第3章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>127</b>
第1節	被災者生活安定のための支援	127
第1	被災者総合相談窓口の開設	127
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付け	127
第3	市税等の特例措置	129
第4	義援金の受付・配分	130
第5	中小企業者、農林漁業者の支援	131
第2節	災害復旧対策	132
第1	津波災害廃棄物処理	132
第2	ライフライン関連施設等の復旧対策	132
第3	災害復旧事業の促進	133
第3節	災害復興	135

# 第1章 災害予防計画

## 第1節 防災意識の向上

### 第1 防災教育

項目	主担当
1 市民に対する防災教育	危機管理室 防災関係機関
2 防災教育の充実	危機管理室 教育委員会 防災関係機関
3 市職員に対する防災教育	危機管理室 人事室

市は、地震による被害を未然に防止し、被害を軽減するため、各種の災害対策を推進すると同時に、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的にその役割を果たせるよう防災教育を進める。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ確実に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、本市に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定期的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

#### 1 市民に対する防災教育

市民等を対象に、PR資料の作成配布、防災教育用設備・資機材の貸し出し、講演会・研修会の開催、市広報紙の活用等により、震災に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

#### 2 防災教育の充実

児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災関係者等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的に継続的な指導を展開するものとする。

#### 3 市職員に対する防災教育

応急対策を実施するに当たっては、災害に関する知識と適切な判断力が要求されるため、市職員の防災教育及び研修に努める。

### 第2 過去の災害教訓の伝承

項目	主担当
過去の災害教訓の伝承	危機管理室 教育委員会 防災関係機関

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、

住民等による自主的かつ実践的な防災活動に参加し、防災意識の向上に努める。

### 第3 防災広報の充実

項目	主担当
1 自らの身を守るための知識	危機管理室 消防本部 水道局 防災関係機関
2 地域防災力を向上させるための知識	危機管理室
3 その他一般的な知識	危機管理室
4 広告媒体等	危機管理室
5 報道機関との協力体制の整備	危機管理室 秘書広報課

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組を強化するため、市、県及び防災関係機関が協力し、あらゆる広報媒体や専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らせるものとする。

#### 1 自らの身を守るための知識

- (1) 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- (2) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (3) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (4) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (5) 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
- (6) 緊急地震速報の活用方法
- (7) 警報等や避難指示等の意味と内容の説明
- (8) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (9) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (10) 津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達
- (11) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法及び避難時の心得
- (12) 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- (13) 自動車へのこまめな満タン給油
- (14) 地域の地盤状況や災害危険箇所
- (15) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- (16) 帰宅困難者の心得
- (17) 地震保険の制度
- (18) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (19) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

#### 2 地域防災力を向上させるための知識

- (1) 救助救護の方法
- (2) 自主防災活動の実施
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 企業の事業継続計画（BCP）

#### 3 その他一般的な知識

- (1) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果

(2) 各防災機関の震災対策

(3) 地域防災計画の概要

#### 4 広報媒体等

防災機関名	媒体	対象	内容
市	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ、ラジオ インターネット等	地域住民 町内会 自主防災組織 児童生徒・幼児 市職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ（地震・洪水・津波） ◇避難所、避難路、避難場所 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び市町村の対応 他
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ、ラジオ インターネット 講演会等	一般市民 事業所	◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇各防災機関の震災対策 ◇救助救護の方法 他
東日本 電信電話 株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット テレホンサービス 広報車、広報紙等	一般市民	◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言ダイヤル171) 他
株式会社 NTTドコモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報車、広報紙等	一般市民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他
KDDI 株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット EZwebモード サービス 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他
ソフトバンク 株式会社	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット EZwebモード サービス 広報紙等	一般市民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他
ガス事業所	パンフレット チラシ、テレビ 新聞、ラジオ	一般市民	◇ガス事業所の防災体制 ◇地震発生時の初動措置 ◇地震発生時のガス栓、マイコンメーターの措



防災機関名	媒体	対象	内容
	インターネット 広報紙等		置 他
東京電力パワ ーグリッド 株式会社	パンフレット 広報車、テレビ 新聞、ラジオ インターネット 広報紙等	一般市民	◇震災時の電気使用上の心得 ◇電力復旧時の心得 ◇地震発生時の初動措置 ◇施設の耐震性 他
鉄道事業者	パンフレット 車内広告、駅等広 告 インターネット等	利用客	◇避難方法、避難時の心得 ◇施設の耐震性 他
市水道等	市だより パンフレット インターネット 広報紙等	一般市民	◇施設の耐震性 ◇地震発生時の応急対策 ◇飲料水の備蓄等 他

## 5 報道機関との協力体制の整備

市及び防災関係機関は、報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害時の広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼し、また、「緊急警報放送（EWS）」についても、災害対策基本法第57条の規定に基づき必要な場合は、協力を求められるよう、連絡体制の整備を図る。

## 第4 自主防災体制の強化等

項目	主担当
1 自主防災組織の育成等	危機管理室 消防本部 消防団 防災関係機関
2 事業所等の防災体制の強化	危機管理室 消防本部 各事業所

発災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることが重要である。

### 1 自主防災組織の育成等

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は協力してこれを推進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災害時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

2 事業所防災体制の強化

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、ショッピングセンター等多数の人が出入りする施設について、管理権者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うよう、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会議所が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

第5 防災訓練の充実

項目	主担当		
1 総合防災訓練	危機管理室	消防本部	防災関係機関
2 事業所・自主防災組織及び市民の訓練	危機管理室	消防本部	防災関係機関
3 防災関係機関の訓練	危機管理室	消防本部	防災関係機関

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

その他、災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、消防機関、自主防災組織、NPO・ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

### 1 総合防災訓練

大規模な地震の発生を想定した総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立を図る。

各防災関係機関は、災害時の迅速な職員召集のため、非常召集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常召集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

### 2 事業所・自主防災組織及び市民の訓練

災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日頃から住民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、事業所、自主防災組織及び市民は、防災訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、防災関係機関との連携に努める。

### 3 防災関係機関の訓練

各機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。  
各機関の訓練内容は次のとおりである。

主 催	内 容
東日本旅客鉄道株式会社 銚子電気鉄道株式会社	<p>1 関係箇所長は関係社員に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。</p> <p>(1) 非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練 (2) 消防（通報・消火・誘導）訓練及び救出、救護訓練 (3) 旅客等の避難誘導訓練</p> <p>2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。</p>
東京電力パワーグリッド株式会社	<p>地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練並びに非常呼集訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目 (1) 情報連絡訓練 (2) 復旧訓練（復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等）</p> <p>2 実施回数 年1回以上</p>
ガス事業所	<p>製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目 (1) 地震時の出動訓練 (2) 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 (3) 自衛消防訓練 (4) 各事業所間の応援体制訓練 (5) 災害を想定した応急措置、復旧計画訓練</p>

主 催	内 容
	(6) その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 2 実施回数 年1回以上
東日本電信電話株式会社	震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信疎通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等 2 実施回数 年1回以上
株式会社NTTドコモ	震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 各種災害対策用機器の操作 (3) 国及び地方自治体等主催の防災訓練等への参加 2 実施回数 年1回以上
KDDI株式会社	地震防災応急対策に必要な情報等の伝達、社員の安否確認及び避難・救難、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、並びに関係する地方公共団体との連携に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行う。

## 第6 調査・研究

項 目	主担当
1 防災アセスメントの実施	危機管理室
2 被害想定調査の実施	危機管理室
3 震災対策に関する調査研究	危機管理室

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊的災害事象が広範かつ複雑である。このため、地震及び防災に関する調査研究機関との連携を図り、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 1 防災アセスメントの実施

防災対策の立案や公共施設の震災強化等の災害予防対策、市民への普及啓発の資料として、県及び防災関係機関の協力を得て定期的に防災アセスメントを実施する。

### 2 被害想定調査の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策を具体化するための目標設定に有効であり、県及び防災関係機関の協力を得て実施する。

### 3 震災対策に関する調査研究

過去の災害経験を基礎としつつ、既存の想定を超えるように巨大化する自然災害について、災害拡大要因、被害軽減方法を調査研究して、災害予防対策の向上に努める。

## 第2節 津波災害予防対策

本市は、三方を水に囲まれ、海水浴場や漁港を抱えていることから、津波災害の防止を図る必要がある。また、津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じることが重要である。

このため、海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

### 第1 総合的な津波対策の基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

また、市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

### 第2 津波広報、教育、訓練計画

項目	主担当
1 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成	危機管理室 消防本部 海岸管理者 港湾管理者
2 防災教育の推進	危機管理室 消防本部 教育委員会 海岸管理者 港湾管理者
3 津波防災訓練の実施	危機管理室 消防本部 海岸管理者 港湾管理者
4 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	危機管理室 消防本部 海岸管理者 港湾管理者

「地震イコール津波・即避難」の認識が、沿岸地域に限らず全域的に共通認識として定着するよう、津波に関する共通認識の啓発、津波に関する防災知識の普及に市は努める。

#### 1 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

##### (1) 住民自らの取組

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的により早くより高くより遠くに避難することが原則である。

そのため、住民は、日頃から防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や要配慮者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所へ避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

##### (2) 市の取組

市は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定



着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができるよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

ア 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- c 津波は繰り返し襲ってくること
- d 第一波が最大とは限らないこと
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること
- g 津波は河川や水路を遡上すること

イ 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

ウ 津波警報等に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

エ 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること
- f 海水浴場等の海岸において、赤と白の格子模様による「津波フラッグ」が掲示された場合は、津波警報等が発表されたと判断して海岸から離れること

オ 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

## 2 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く市民に伝承されていくよう努める。

## 3 津波防災訓練の実施

市、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は市単位又は市域を越えた単位の訓練や町内会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

## 4 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際には要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

# 第3 津波避難対策

項目	主担当
1 津波危険予想地域対策	危機管理室
2 津波避難体制の確立	危機管理室 消防本部 消防団
3 情報伝達体制の確立	危機管理室 消防本部 消防団 海岸管理者 港湾管理者 漁港管理者

地震・津波が発生した場合、市の災害対応や住民等の避難行動を起こすための必要な情報は、気象庁が発表する津波警報以外にないのが現状である。さらに、津波警報は津波予報区ごとに予測される最大の津波高に基づいて発表されるため、津波予報区内のどの場所に発表された最大の津波が押し寄せてくるかわからないことから、とにかく津波で命を落とさないためには津波警報で発表された津波が実際に押し寄せてくると想定した避難が必要である。このことから次の対策を推進する。

### 1 津波危険予想地域対策

#### (1) 津波危険予想地域の設定

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付け「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」並びに災害対策基本法第49条の4による指定緊急避難場所の指定基準などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難困難地区等を優先して避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

#### (2) 津波ハザードマップの周知

県は銚子市から富津岬までの地域について、平成24年度に改定、運用された気象庁の津波警報レベルに合わせ、3m（1～3m）、5m（3～5m）、10m（7～10m）の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。また、平成26・27年度地震被害想定に基づく津波浸水域や平成30年津波防災地域づくりに関する法律に基づく津



波浸水想定を公表している。

市は、県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（平成16年3月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づいて作成した津波ハザードマップの住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

## 2 津波避難体制の確立

市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

### (1) 避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

- ア 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、市長は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。
- イ 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。
- ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

### (2) 住民等の避難誘導體制

- ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。
- ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
- エ 市は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。
- オ 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、安全の確保を前提に市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

(3) 市町村間の連携による広域避難体制の構築

津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって近隣市間で連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難体制の構築を図る。

### 3 情報伝達体制の確立

市は、あらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、防災行政無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達により、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(1) 津波情報受伝達対策

市は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

ア 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報系無線の整備拡充、更新に努める。

また、災害時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的な情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる情報伝達体制の確立を指導育成する。

エ 海岸線への情報伝達

「津波フラッグ」等により海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

オ 港湾、漁港、船舶等の情報伝達

港湾関係機関、海岸管理者、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制を確立に努める。

カ 市町村間の連携

市は、津波被害等により市町村機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市との連携や情報共有に努める。

## 第4 津波防護施設等の整備

項目	主担当
1 海岸保全施設及び河川堤防の整備	海岸管理者 港湾管理者 河川管理者
2 防災施設の点検、診断、改修及び補強	施設管理者
3 防災施設等の運用	施設管理者
4 護岸等の避難施設、避難口の設置	海岸管理者 河川管理者
5 防災林の設置	森林管理者
6 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備	危機管理室

## 1 海岸保全施設及び河川堤防の整備

海岸及び港湾の管理者は、津波による海水の進入を防止、軽減するため、国土交通省の「防波堤の耐津波設計ガイドライン」、「港湾における防潮堤（胸壁）の耐津波設計ガイドライン」及び千葉県の「千葉東沿岸海岸保全基本計画」等を踏まえ、防潮堤等の海岸保全、漁港保全施設の整備を推進する。

また、市は、関係機関と協力を図りながら海岸保全対策を推進する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

## 2 防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。

このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施し、必要に応じて改修、耐震補強及び液状化対策を実施する。

## 3 防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設の開口部に設置されている水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時において、現場操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門等の規模や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化の促進を図ることで、津波発生時における背後地域の被害を低減させるなど、迅速・確実な防災施設等の運用を図る。

## 4 護岸等の避難施設、避難口の設置

直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、海水浴場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）、避難口等を設置する。

## 5 防災林の設置

海岸線に所在する保安林については、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう整備・育成を図る。

整備手法については、「千葉県海岸県有保安林整備指針」に基づくこととし、砂丘や森林の整備を行う。

## 6 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

## 第2節 火災等予防対策

### 第1 地震火災の防止

項目	主担当
1 出火の防止	消防本部
2 延焼拡大の防止	消防本部

地震による被害を最小限にとどめるために、消防力の充実、火災の予防、救助・救急体制の整備など、消防対応力及び救助・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる自主防災組織、地域住民等による初期消火、救出及び応急手当能力の向上を図る。

#### 1 出火の防止

##### (1) 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため市は、町内会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

##### (2) 特殊建築物の防火対策

学校、病院、工場、事業場、興業所、ショッピングセンター、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の権原者及び消防法第8条の規定による防火管理者は、消防本部と協議して当該建築物の消防計画を作成する。

ア 当該消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施

イ 消防用設備等の点検及び整備

ウ 火気使用又は取扱いに関する監督

エ 自衛消防組織等の防災訓練の実施、火災予防と消防活動の確立

オ 銚子市防火安全協会との連携による防火管理対策の徹底

また、消防本部は、火災予防のため次のような指導研修会等を行うものとする。

#### 〈火災予防指導計画〉

対象	内容
防火管理者	防火管理者講習会、防火管理モデル施設の研修
危険物取扱者	危険物施設自主検査指導、危険物取扱者講習会
各学校	防火・通報・避難訓練、消防施設見学、防災訓練
各種団体・一般	防火・通報・避難訓練、広報、防災訓練
婦人防火クラブ	防火組織モデル施設の研修、指導者研修会、初期消火訓練、防火・防災訓練及び講習会

##### (3) 火災予防査察の実施

毎年、春季及び秋季に実施する火災予防運動期間中並びに歳末の火災予防期間中はもちろんのこと、消防本部は、消防法第4条の規定により予防査察を定期的実施し、火災予防上必要な施設の改善及び火災等の災害に対処できるための指導等を行って、防災上の安全を図るものとする。予防査察の主眼点は、次のとおりである。

ア 消防法第17条で規定される消防用設備等が、消防法令で定める基準どおりに設置又は維持されているか。

イ 炉、ふろがま、ボイラー、ストーブ、簡易又は給湯湯沸設備等の火気使用設備並びに変電設備等火災発生のおそれのある設備、構造及び管理の状況が、銚子市火災予防条例で定める基準どお

りに確保されているか。

ウ 液体又は気体燃料等を使用する器具及び電気を熱源とする器具その他使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、銚子市火災予防条例で定める基準どおりに確保されているか。

エ 火災警報の発令時及び火災予防上危険な気象条件下における屋外における火気使用制限等が遵守されているか。

オ 指定数量未満の危険物及び木毛、ぼろ、紙くず又は合成樹脂類の指定可燃物等の貯蔵取扱状況が、銚子市火災予防条例に違反していないか。

カ 映画館、飲食店、ショッピングセンター、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物で使用するカーテン、床敷物等は防災物品であるか。また裸火の使用が銚子市火災予防条例に違反していないか。

なお、船舶については、関東運輸局銚子海運支局及び銚子海上保安部が、船舶安全法、船舶設備規程、危険物船舶運送及び貯蔵規則、港則法等による危険物に関する規程等の遵守状況の査察指導にあたる。

#### (4) 住宅防火診断

一般住宅及び共同住宅における出火防止を図るため、火災防止の安全装置が付いた機器や消火器の設置の普及推進に努める。また、住宅防火診断等により防火対策を進める。

#### (5) 危険物製造所等の防火対策

ア 製造所等の位置、構造及び設備等は、常に危険物関係法令の基準に適合させる。

イ 危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の方法は、危険物保安監督者の立会い指導又は危険物取扱者免許の交付を受けている者により、政令基準にしたがって実施させる。

ウ 当該製造所等の予防規定を策定させ、消火、通報及び避難訓練等を実施させる。

エ 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵・取扱いは、銚子市火災予防条例の基準に適合させる。

オ 銚子市防火安全協会と連携を図り、危険物等の貯蔵・取扱いに対する徹底した安全管理対策を講ずる。

#### (6) 林野火災対策

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も多くなってきている。また、ひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、各種対策の整備を図る。

#### (7) 文化財の出火防止

本市には、国指定重要文化財や千葉県及び市指定文化財が多数存在している。

これら文化財の防火管理の体制をつくり、環境の整理を図るとともに、その周辺では、喫煙、たき火等の行為は禁止する。

なお、指定文化財の防火設備の整備については、消防機関が指導する。

また、1月26日の文化財防火デーにおいて、消防本部は、特別査察を実施し、防火意識の高揚に努める。

#### (8) 消防広報活動

火災予防の意識の高揚及び知識の普及を平常時から図り、消防の広報活動を行う。

##### ア 予防広報

火災予防対策を重点とした予防広報を実施し、防火防災意識の高揚及び知識の普及に努める。

##### イ 警防・救急広報

火災現場等において、二次的災害の防止及び災害活動の混乱を防止するための警防・救急広報を実施する。

#### (9) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を

確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

## 2 延焼拡大の防止

### (1) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

### (2) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

## 第2 危険物等災害予防計画

項目	主担当
危険物等災害予防計画	消防本部 関係事業者

地震による火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物及び放射性物質をいう。）の取扱施設の現況を把握し、消防法及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進する。

そのため、各危険物等取扱事業所等へ災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）の作成を要請するほか、消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の耐震性能の向上を図る。

### 1 石油类等危険物施設の予防対策

市は、消防法及び関係法令の規制基準に基づき、石油類危険物施設に対する指導の強化を行う。

また、関係事業者は、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルを作成し、それに基づく訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

### 2 高圧ガス施設の予防対策

市は、県と連携を密にするとともに、事業者に対して予防対策を図るよう要請し、必要に応じてその対策に協力する。

### 3 毒物劇物取扱施設の予防対策

市は、県と連携を密にするとともに、事業者に対して予防対策を図るよう要請し、必要に応じてその対策に協力する。

## 第3 防災空間の整備・拡大

項目	主担当
1 密集市街地の防災街区整備	危機管理室 都市整備室
2 不燃化の推進等	危機管理室 都市整備室
3 都市防火計画	危機管理室 都市整備室

### 1 密集市街地の防災街区整備

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、防災街区整備地区計画等により防災上危険な市街地を解消し、併せて道路、公園等の都市基盤整備を図り、安全なまちづくりを進める。

## 2 不燃化の推進等

銚子駅周辺から銚子漁港にかけての利根川沿い等の密集した市街地では、大規模火災等の発生を防ぐため、建築物の不燃化の推進と延焼を遮断する空間の確保に努める必要がある。

### (1) 緊急輸送道路や避難経路となる道路の整備推進

災害時において、道路は、火災の延焼防止、住民の避難、緊急輸送ルート等として重要な機能を有している。よって、緊急活動を行う幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するため、道路の整備を推進する。

### (2) 救護活動の拠点となる都市公園、緑地の整備

避難場所等災害時における救援活動の拠点として、多目的に活用することのできる公園、緑地等の整備を推進するとともに、公園の防災機能の充実に努める。

## 3 都市防火計画

災害に強いまちづくりを進めるため、適正な市街地の形成と効率的な都市施設を整え、併せて都市の不燃化、災害に対する安全化対策を進める。

### (1) 防火対策の推進

建物が密集し、震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、都市防災不燃化推進事業等により不燃化を進める。

また、延焼遮断帯となる道路や公園の整備と併せて、耐火建築物又は防火建築物の建築促進を図る。

【巻末資料】 防火地域・準防火地域の指定状況

【巻末資料】 防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法）



## 第4節 消防計画

項目	主担当
1 消防計画の樹立	消防本部
2 消防力の強化	消防本部 消防団
3 地域の初期消火能力の向上	消防本部

消防組織を強化し、家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。また、消防計画を策定し多様な事態に対応する。

さらに訓練計画を策定し、特に次の項目について推進を図る。

### 1 消防計画の樹立

市は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、都市構造、災害態様の変化に応じ、消防力の増強を図っていく。

### 2 消防力の強化

消防の人員及び施設等を、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）と消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び本市の都市構成を考慮し、総合的に消防力等の増強を図る。

#### (1) 人員の増強

市の実状を考慮し、現有消防力に応じた、消防活動上必要な人員の確保に努める。

#### (2) 消防施設の整備

消防施設の整備に当たっては、消防施設整備5箇年計画及び地震防災緊急事業5箇年計画等に基づき、実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

消防ポンプ自動車や耐震性防火水槽等の整備については、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づき、整備充実に努めるとともに、河川、プール等の利用による消防水利の整備も併せて進める。

特に、震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

#### (3) 広域応援体制の整備

大規模震災時に相互に応援活動を行うため、消防本部は、広域消防応援協定による消防体制を整える。

#### (4) 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運用、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していく。

＜消防団員の確保のため市の留意すべき事項＞

ア 消防団に関する住民意識の高揚

イ 処遇の改善

ウ 消防団の施設・装備の改善

エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

オ 機能別団員・分団の採用の推進

#### (5) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。



### 3 地域の初期消火能力の向上

地域における初期消火能力を向上させるため、消火器、バケツ等の消防資機材の配備を促進するほか、防火用水として風呂水を活用するなどの指導に努める。

#### (1) 初期消火

ア 消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

## 第5節 耐震化等の推進

### 第1 建築物の耐震化等の促進

項目	主担当
1 建築物の耐震化	都市整備室 施設管理者
2 落下物等対策の推進	都市整備室 土木室 施設管理者

#### 1 建築物の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「千葉県耐震改修促進計画」を踏まえて策定した銚子市耐震改修促進計画に基づき、住宅及び特定建築物の耐震化目標の達成に向けて以下の施策を推進する。

##### (1) 市有建築物の耐震化

利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から市有建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めるとともに、整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組む。

##### (2) 民間建築物の耐震化

市は、民間建築物の所有者等に対する啓発（地震ハザードマップの活用等）、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援（木造耐震診断助成事業、木造耐震改修助成事業）等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進する。

#### 2 落下物等対策の推進

千葉県落下物防止指導指針に基づき、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建以上の既存建築物を対象に、安全対策の要請に努める。

また、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、小学校・幼稚園の通学路等に面したものを中心に、危険なものについては改善の要請を行う。

##### 〈落下・倒壊危険物の内容及び対策〉

種類	内容	対策
①ビル落下物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス</li> <li>・外装材（外壁タイル、モルタル等）</li> <li>・屋上広告物・看板等</li> <li>・高架水槽等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落下危険物所有者に対し改修を指導する。</li> <li>・管理者等に対し、弾性ガラス止め、ガラス飛散防止フィルム、安全ガラス化、外装材の落下防止等により落下防止対策を施すよう啓発・要請する。</li> </ul>
②道路占用物（倒壊含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機</li> <li>・放置自転車</li> <li>・路上への陳列商品等</li> <li>・屋外広告物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法に路上を占用している自動販売機、放置自転車、陳列商品等について、改善の要請を行う。</li> <li>・パトロール車による巡回指導及び警察署と合同による取締りを実施する。</li> </ul>
③ブロック塀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀</li> <li>・石塀</li> <li>・煉瓦塀等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所周辺や避難場所につながる道路において危険性がある場合は、所有者等に対し、改善の要請を行う。</li> </ul>

## 第2 ライフライン施設の耐震計画

項目	主担当
1 電力施設の耐震化	東京電力パワーグリッド株式会社
2 電話施設の耐震化	東日本電信電話株式会社
3 都市ガス施設の耐震化	銚子瓦斯株式会社
4 上水道施設の耐震化	水道局
5 下水道施設の耐震化	下水道室

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることは、より有効な手段である。

このため、施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化、代替性の確保及び系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

### 1 電力施設の耐震化

市は、事業者に対して耐震性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力する。

また、事業者は、地震時における電力供給等の観点から、電力施設の耐震性の確保や災害発生した際の応急体制の確立に努める。

### 2 電話施設の耐震化

市は、事業者に対して耐震性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力する。

また、震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達や災害発生直後の混乱をいち早く防止する上で、通信機能の果たす役割は大きくなってきている。そのため、事業者は、通信施設の耐震化を進めるとともに、被災した場合においても応急通信が確保できるように、バックアップ体制の確立に努める。

### 3 都市ガス施設の耐震化

市は、事業者に対して耐震性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力する。

また、事業者は、ガス発生設備、ガスホルダー及びガス工作物の耐震化を推進するとともに、二次災害を防止するための体制を整備する。

### 4 上水道施設の耐震化

上水道施設の耐震性を強化するとともに、常時監視・点検を強化して施設の保全に努め、地震発生に伴う被害を最小限にとどめる。

また、被災者に対する応急給水体制の確立を図る。

### 5 下水道施設の耐震化

下水道施設の耐震性の向上を図るとともに管渠の点検を行い、不良部分については、補修又は改修に努め、地震発生による被害を最小限にとどめる。

### 第3 土木施設の耐震計画

項目	主担当
1 道路施設の耐震化	道路管理者
2 鉄道施設の耐震化	関係事業者
3 河川施設の耐震化	河川管理者
4 漁港施設の耐震化	漁港管理者

道路等の公共施設は、市民の日常生活、社会活動及び経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるものである。したがって、これら公共施設について事前の防災対策を講じることが必要である。

そのため、耐震性を備える設計指針に基づき、施設ごとに耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

#### 1 道路施設の耐震化

本市道路網の骨格を形成する幹線道路である国道124号、126号、356号及び主要地方道の道路施設の耐震化を促進し、これら道路の優先的な安全確保に努める。

また、その他の市道施設についても安全確保に努める。

#### 2 鉄道施設の耐震化

災害時において、被害を受けやすい高架橋、橋りょう、盛土、土留等線路建造物の定期的な検査を行い、耐震性等その機能が低下している箇所への補強、取替え等の整備に努める。

#### 3 河川施設の耐震化

本市は、利根川最下流に位置し、豪雨や長雨により多くの被害を受けやすい。このことは地震に対しても考慮すべきことで、堤防に接する地域や水門、樋管などの河川施設も多く、これら河川施設の安全確保に努める。

#### 4 漁港施設の耐震化

復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点としての港湾機能を補完するため、銚子漁港において、耐震岸壁の整備に努める。

### 第4 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化

項目	主担当
高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化	消防本部 関係事業者

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保すること。

## 第6節 液状化災害予防対策

項目	主担当
1 液状化災害予防対策	危機管理室 都市整備室
2 液状化被害における生活支援	危機管理室 都市整備室

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。

### 1 液状化被害予防対策の推進

県が作成した「液状化しやすさマップ」を活用し、地域の液状化リスク、地盤調査や液状化対策工法等を住民等に啓発する。

また、建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布、講演会の実施等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

### 2 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組や保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組を促進する。

## 第7節 土砂災害等予防対策

項目	主担当
土砂災害等予防対策	危機管理室 施設管理者

### 1 土砂災害の防止

県、市及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

#### (1) 土砂災害警戒区域等の公表

県は、土砂災害が発生するおそれがある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれがある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表するとともに、関係住民及び市へ周知する。

#### (2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

### 第1 避難行動要支援者への対応

項目	主担当		
1 避難行動要支援者名簿の作成等	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者
2 個別避難計画の策定等	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者

市は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成等

##### (1) 要配慮者の把握

ア 市は日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかを取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握する。

ウ 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用する。

##### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

##### ア 避難行動要支援者の範囲の設定

a 市は、市地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

- ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

##### イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項



### (3) 避難行動要支援者名簿情報の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

#### ア 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

#### イ 情報セキュリティ対策

市は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市の条例に特別の定めのある場合を除く）、市地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

### (5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

#### ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

#### イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

## 2 個別避難計画の作成等

### (1) 個別避難計画の作成

#### ア 作成に係る方針及び体制等

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

#### イ 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項



- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

ウ 個別避難計画のバックアップ

市は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

エ 情報の適正管理

市は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めのある場合を除く）、市地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

(3) 個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

(4) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

(5) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努める。

(6) 県は、市における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

**第2 要配慮者全般への対応**

項目	主担当		
1 支援体制の整備	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者
2 避難指示等の情報伝達	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者
3 防災設備等の整備	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者
4 避難施設等の整備及び周知	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者
5 防災知識の普及、防災訓練の充実	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課
6 在宅避難者等への支援	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課
7 広域避難者への対応	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課

## 1 支援体制の整備

県及び市は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

市は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

## 2 避難指示等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

## 3 防災設備等の整備

県及び市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

## 4 避難施設等の整備及び周知

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、県及び市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

## 5 防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

## 6 在宅避難者等への支援

県及び市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

## 7 広域避難者への対応

県及び市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう

配慮する。

### 第3 社会福祉施設等における防災対策

項目	主担当		
1 施設の安全対策	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者
2 組織体制・計画の整備	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者
3 防災教育・防災訓練の充実	危機管理室 高齢者福祉課	社会福祉室 障害支援室	子育て支援課 施設管理者

県及び市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、災害等に対する指導に努める。

#### 1 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

#### 2 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

#### 3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

### 第4 外国人に対する防災対策の充実

項目	主担当	
1 防災知識の普及・防災訓練の充実	危機管理室	企画室
2 避難所等における対応	危機管理室	企画室

市は、市域に在住する外国人の安全を確保するため、外国語による防災パンフレットや避難所の表示等の対策の推進に努める。

## 1 防災知識の普及・防災訓練の充実

言語、生活習慣の異なる外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、環境づくりを進めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練、防災教育

## 2 避難所等における対応

市は、避難所において外国人の不安感を少しでも解消するため、県及びボランティアの協力を得て、情報の提供を行える体制を確保する。

## 第9節 情報連絡体制の整備

### 第1 市の情報連絡体制の強化

項目	主担当
1 情報通信設備の整備	危機管理室
2 千葉県総合防災情報システムの活用	危機管理室 消防本部

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間での緊密な情報連絡をとることが、全ての対策を実施する上で重要である。

そのため、平常時よりハード・ソフトの両面で情報・通信ネットワークの強化を図る。

#### 1 情報通信設備の整備

災害時の情報通信体制を確保するため、電話、無線通信等多重ルートによる通信体制を整備するとともに機器の定期点検・保守を実施する。また、揺れや停電に備えて、非常電源の確保、通信機器の耐震対策等を行うとともに、職員への通信機器の操作方法の習熟等を推進する。

##### (1) 一般電話

一般有線電話は、電話・ファクシミリによる通信とインターネット通信等により通信を確保する。

##### (2) 指定電話

一般有線電話が通話不能の場合は、災害時通信用の指定電話により通話を行う。なお、災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信体制を確保する。

##### (3) 千葉県防災行政無線

防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線（ふるさと千葉情報ネットワーク）が県庁と各地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、気象官署等の防災機関に設置され、地上系と衛星系との組合せによる通信回線が確保されている。

##### (4) 震度情報ネットワーク

地震観測網の充実・強化を図り、迅速な応急対策を実施するため、県内全市町村に計測震度計を設置し、震度情報を収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」が平成8年度に整備された。地震発生時には、その観測情報は、オンラインにより県において収集・送信のうえ各種対策に活用する。観測情報は、総務省消防庁や県関係機関、各市町村、消防本部に送信される。

本市では、観測震度を基準として災害対策本部の設置等、初動体制の確立に活用する。

##### (5) 防災情報メール等の活用

市は、市民等に銚子市防災メールや千葉県防災メール等への登録を推進するほか、緊急速報メール（エリアメール）の内容を周知し、緊急情報の一斉伝達及び避難の円滑化等を促進する。

また、市ホームページ、SNS等の活用による災害情報の効果的な提供体制を検討する。

##### (6) 無線通信網の整備

地震等により電気・電話等が一時的に途絶しても情報連絡体制が確保できるように、無線通信網の整備を図る。無線通信は、無線通信局、携帯電話、放送メディアの利用により確保に努める。

また、民間事業者等と災害時の協力協定の締結を促進し、非常時の多ルート通信網を構築する。

##### (7) 防災行政無線設備の整備

大規模な災害時には、有線通信の寸断等が想定されるため、子局や戸別受信機など防災行政無線設備の整備に努める。

現在、銚子市役所に防災行政無線の親局を、銚子市消防本部に遠隔制御装置が、市内72箇所に子局が、市内小中高等学校等220箇所に戸別受信機（防災ラジオ）を設置しているほか、市民にたいしても防災ラジオを安価で販売しており、これらを活用し、気象予警報と災害情報を迅速かつ正確に市民に伝達する体制を確保する。

また、移動系無線により災害発生現場との連絡を密にし、防災活動の効率化を図れるよう無線機の配備計画や職員への操作方法の周知等を行う。

(8) 情報通信設備の耐震化

市及び防災関係機関の情報通信設備設置者は、情報通信設備の耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に努める。

(9) 職員の情報伝達手段の確立

災害時の職員動員を速やかに行えるような情報伝達手段の整備に努める。

(10) 通信事業者等の協力体制の確保

警報や避難指示等の伝達に当たって、災害対策基本法第57条による通信事業者、基幹放送事業者、ポータルサイト・サーバ運営事業者への協力を得られるよう、これらの事業者等との協力体制について検討し、必要に応じて災害協定の締結等を行う。

## 2 千葉県総合防災情報システムの活用

災害時の様々な情報の収集・伝達・報告に当たっては、千葉県総合防災情報システムを活用し、迅速かつ的確な情報収集・伝達・報告活動を行う体制を確保する。

## 第2 防災関係機関の情報連絡体制の強化

項目	主担当
防災関係機関の情報連絡体制の強化	防災関係機関

各防災関係機関における通信施設の整備を図るとともに、災害時における通信業務に万全を期するものとする。



## 第10節 被災者支援体制の整備

### 第1 備蓄・物流体制の整備

項目	主担当
1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備	危機管理室
2 食料・生活必需品の供給体制の整備	危機管理室 県危機管理課 観光商工課
3 応急給水体制の整備	危機管理室 水道局

市は、家屋の被災による家庭等での食料、飲料水及び生活必需品の喪失並びに災害による流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水及び生活必需品の供給が行えるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を行う。

#### 1 食料・生活必需品の備蓄体制の整備

災害時に備えた食料、生活必需品の備蓄は、市が備蓄をする公的備蓄と、小売・卸売業者等との協力により業者の在庫を調達する流通備蓄により行う。

また、避難所に必要な食料及び資機材等を防災倉庫のほか避難所に分散して備蓄し、必要なときに直ちに配備できるよう努める。

##### (1) 備蓄目標

市は、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」及び「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を参考に、地震被害想定結果及び人口等の現況を踏まえて要配慮者や女性のニーズに配慮した品目ごとの備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努める。

〈備蓄品目と備蓄目標〉

品目	算定式	目標量	備考
食料（一般向け）	$3,535 \text{ 人} \times 96.8\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日}$	20,532 食	要介護3以上を除く2歳以上の割合96.8%
食料（要配慮者）	$3,535 \text{ 人} \times 1.9\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日}$	403 食	1歳及び施設入所者を除く要介護3以上1.9%
液体ミルク	$3,535 \text{ 人} \times 0.3\% \times 5 \text{ 回} \times 3 \text{ 日}$	160 缶	1缶240ml
飲料水	$3,535 \text{ 人} \times 100\% \times 2 \text{ 本} \times 3 \text{ 日}$	21,210 本	1本500ml
毛布	$3,535 \text{ 人} \times 50\% \times 1 \text{ 枚}$	2,500 枚	住民持参率50%
簡易トイレ	$3,535 \text{ 人} \times 97.0\% \times 5 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	51,435 枚	1人1日あたり5枚
生理用品	$3,535 \text{ 人} \times 1/2 \times 17.2\% \times 1/4 \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	1,369 枚	12～51歳女性人口割合17.2% 1日あたり6枚
紙おむつ（乳幼児）	$3,535 \text{ 人} \times 1.4\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	891 枚	0～3歳人口割合1.4% 1日6枚
紙おむつ（大人） パンツ	$3,535 \text{ 人} \times 1.6\% \times 3 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	510 枚	施設入所者を除く要介護3以上 パンツ1日3枚
紙おむつ（大人） 尿漏れパット	$3,535 \text{ 人} \times 1.6\% \times 7 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	1,188 枚	パット1日7枚(セット)

##### (2) 公的備蓄

市は、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の生活必需品の公的備蓄を行う。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。また、被災者に物資を

迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

【巻末資料 備蓄場所一覧】

### (3) 流通備蓄

市は、消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資等については、市域及び近隣市町村の小売・卸売業者等との協定の締結等により、食料及び生活必需品の調達体制を確保し、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

### (4) 事業所及び一般家庭における備蓄

市は、事業所及び一般家庭における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、災害時に必要とする家庭等における3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等を備蓄するよう普及啓発に努める。

また、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

## 2 食料・生活必需品の供給体制の整備

市は、災害時に備蓄食料や生活必需品を迅速かつ的確に被災者に供給するため、あらかじめそれらの供給体制を整備する。

### (1) 食料の供給体制

災害時に政府所有米穀の緊急引き渡しを円滑に行うため、政府所有米穀を管理する受託事業者と連絡協力体制の整備を図る。

その他、生産者、生活協同組合、農業協同組合及びその他小売・卸売業者等の協力を得て、物資調達に関する契約及び協定の締結等に努める。

### (2) 生活必需品の供給体制

災害時において、必要となる生活必需品の種類及び数量をあらかじめ把握し、迅速かつ的確に被災者に供給するため、小売・卸売業者等の物資供給事業者との災害時協力協定及び供給体制を整備する。

### (3) 調達物資の輸送

調達した食料及び生活必需品は、原則として物資供給事業者が防災活動拠点及び地区活動拠点まで輸送するため、市は、あらかじめ物資供給事業者に対して物資の搬入予定施設や連絡方法を指定しておく。

また、平時から物資集積拠点（候補施設：地域交流センター・銚子芸術村）を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

## 3 応急給水体制の整備

市は、最小限必要な飲料水を最優先に確保するとともに、生活用水の確保と給水体制等の整備について万全を期する。

水道局は、配水施設等の整備により飲料用水、生活用水を確保し、給水車の整備と併せて応急給水体制の確立に努める。

### (1) その他の水の確保体制

災害時には、必要に応じて企業保有水等の水利を利用する。また、これらの水を浄水処理し、飲料用に使用するため、必要に応じて水質検査が行える体制を確立する。

### (2) 協力体制の整備

一般家庭においても、災害時の被害を最小限にとどめるため、地域住民がお互いに協力しあい、地域全体で日頃から災害に備えておく必要がある。

そのため、市は、市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する知識・技術の指導を行い、災害時の給水活動に混乱が生じないように努める。

また、指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織と協力体制を確立し、災害時の給水体制の整備に努める。



## 第2 ごみ・し尿処理体制の整備

項目	主担当
ごみ・し尿処理体制の整備	生活環境課 関係事業者

災害時には、建物の倒壊や焼失により、ごみ・がれきが大量に発生するとともに、下水道の使用不能や、被災者の避難生活によるし尿が大量に発生することが予想される。

このため、清掃センターや衛生センター等の処理施設の耐震化を推進するとともに、災害時に使用不能となった場合の早期復旧対策を講ずるため、あらかじめ関係機関及び関係団体との協力体制を確立するほか、他自治体の処理施設の使用等について応援協定等の締結に努める。

また、避難所等に共同仮設トイレを設置するため、関係業者等と仮設トイレの供給協力に関する協定締結に努めるほか、下水道接続型仮設トイレ等の備蓄に努める。

## 第3 医療品及び応急医療資機材の整備

項目	主担当
1 初動医療体制の整備	危機管理室 消防本部 銚子市医師会 銚子市歯科医師会
2 医療品・医療用品等の確保	危機管理室 銚子市医師会 銚子市歯科医師会 銚子市薬剤師会
3 医療機関間の情報網の整備	銚子市医師会 銚子市歯科医師会 銚子市薬剤師会
4 医療機関による訓練等の実施	危機管理室 銚子市医師会 銚子市歯科医師会 銚子市薬剤師会
5 医療ボランティアの受入れ	健康づくり課 銚子市医師会 銚子市歯科医師会 銚子市薬剤師会

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災等により、被災地域内では十分な医療行為が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関は、災害時の医療救護活動体制の整備を図る。併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

### 1 初動医療体制の整備

市は、災害時における傷病者の救出及び医療救護がその傷病者の症状に応じて迅速かつ的確に行われるよう、銚子市医師会、銚子市歯科医師会及びその他防災関係機関に協力を求め、必要な体制の整備を図る。

#### (1) 医師会及び歯科医師会等との協力

災害時に適切な応急医療を行うため、あらかじめ銚子市医師会及び銚子市歯科医師会等と応援協力協定を結び、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等を救護所等に派遣できる体制を整備する。

#### (2) 医療救護体制の整備

銚子市医師会及び銚子市歯科医師会は、事前に医療救護班の編成及び参集する救護所等を計画し、消防本部と連携を図り、医療救護体制の整備に努める。

#### (3) 傷病者等の搬送体制の整備

傷病者を災害現場又は医療救護所から病院に搬送し、1次的に収容した病院から2次・3次的な後方医療施設への搬送手段として、消防本部は救急車等による搬送体制の整備を進める。

#### (4) 後方医療施設の確保

傷病者が多く市域で対応できない場合、市域の医療施設が被災して使用不可能となった場合に傷病者を搬送するための医療施設を、県及び銚子市医師会等の協力により市外にあらかじめ確保するよう努める。

## 2 医薬品・医療用品等の確保

市は、災害時に備えて、医療機関に対して医薬品、医療用品等の備蓄を促進するとともに、必要に応じて医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品、医療用品等の販売業者と協力協定を締結するよう努める。

## 3 医療機関間の情報網の整備

災害時等の医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、備蓄医薬品、医療用品及び医療設備等について医療機関間の情報ネットワークを確立する。

## 4 医療機関による訓練等の実施

医療機関は、災害時に備えて防災訓練等に参加し、医療関係者の防災意識の一層の向上を図る。

## 5 医療ボランティアの受入れ

医療ボランティアを受け入れるため、医療関係団体等による医療ボランティアの受入窓口をあらかじめ設置する。

# 第4 緊急輸送体制の整備

項目	主担当
1 緊急輸送道路の整備	道路管理者
2 ヘリポートの指定・整備	危機管理室
3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備	危機管理室

地震における被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消火活動や人命救助、応急復旧及び救援物資輸送等の効率的な実施が重要である。

そのためには、緊急通行車両の調達とその交通経路（緊急輸送道路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行わなければならない。

その対策として、緊急輸送道路の指定、道路啓開用資機材及び緊急通行車両・船舶等の調達体制の整備に努める。

## 1 緊急輸送道路の整備

災害時における緊急輸送のほか、地域住民の避難及び建物の延焼防止等を図るため、道路基盤整備に努める。

県は、震災時における緊急輸送ネットワークの中で、緊急輸送道路を機能別に1次路線及び2次路線として指定している。

1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等である。

その他、市は指定災害時重要路線の整備を進める。

〈緊急輸送道路等の現況〉

分 類		路 線 名
県指定 緊急輸送道路	1次路線	国道124号、国道126号、国道356号
	2次路線	主要地方道銚子停車場線、県道外川港線、県道銚子公園線、 県道愛宕山公園線
市指定災害時重要路線		広域営農団地農道

## 2 ヘリポートの指定・整備

災害時における傷病者等の千葉県災害拠点病院（旭中央病院等）への搬送、緊急を要する救援物資等の受入の中継地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議のうえ選定し、災害時の運用環境を整備する。

また、ヘリポートが災害時に有効に活用できるよう関係機関及び住民に対し周知徹底を図る。

〈ヘリコプター臨時離発着場所適地〉

名 称	所 在 地	管理者	T E L
高神小学校	犬吠埼 10222-1	学校長	22-2256
旧第六中学校	野尻町 553	市長	—
旧第七中学校	笹本町 860-2	市長	—
ジオパーク・芸術センター	八木町 1777-1	市長	23-8710
県立銚子商業高等学校	台町 1781	学校長	22-5678
桜井町公園	桜井町 61-1	市長	—

## 3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

市が保有する車両等で対応できない場合は、千葉県建設業協会銚子支部、千葉県トラック協会銚子支部、千葉県バス協会等へ協力を要請し、車両等の調達を円滑に行えるよう「災害時の協力協定」を締結するなど、資機材、車両、ドライバー等が確保できる協力体制の整備に努める。

## 第 1 1 節 防災施設の整備

### 第 1 防災拠点の整備

市は、大規模災害時であっても災害対策の中核機能を維持できるよう、防災拠点（災害対策本部）となる市役所庁舎、保健福祉センター及び消防本部庁舎の耐震性を確保する。また、防災拠点（災害対策本部）に必要となる設備・資機材・非常電源（自家発電設備を含む。）・燃料等の確保を推進する。

その他防災拠点についても、施設の耐震性、設備・資機材・非常電源（自家発電設備を含む。）・燃料等の整備を推進する。

### 第 2 避難環境整備計画

項目	主担当
1 避難場所の指定	危機管理室
2 避難所の指定	危機管理室
3 避難路の整備	危機管理室

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行い、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成 28 年 4 月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

#### 1 指定緊急避難場所の指定等

##### (1) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

##### (2) 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

##### (3) 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

## 2 指定避難所の指定等

### (1) 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

【巻末資料 指定避難所一覧】

【巻末資料 福祉避難所一覧】

### (2) 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

ア 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

エ 避難所における救護所の施設整備に努める。

オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。

カ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。

ケ 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

サ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

ス 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運



営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

セ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

ソ 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

### 3 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

## 第3 避難場所・避難所の整備

項目	主担当
1 避難場所・避難所の整備方針	危機管理室
2 避難及び誘導の体制	危機管理室 消防本部 消防団 警察署
3 避難所開設・運営体制の整備	危機管理室 施設管理者 消防団

避難場所周辺について、安全な避難の観点から、避難場所・避難所の現況調査及び安全性の点検を行い、適宜見直しをするものとする。

なお、小学校区ごとに見た避難場所・避難所周辺の課題は、次に示すとおりであり、これらの課題を克服するため、都市計画に併せて、より一層の防災対策の推進に努める。

### 1 避難場所・避難所の整備方針

#### (1) 清水小学校区

利根川沿いの地区や愛宕町地区内には、木造建築物が密集しており、火災延焼の危険性が高いため、建築物の不燃化を推進する。

また、清水小学校へ至る道が狭い等の問題点があるため、避難経路沿いの不燃化を促進するとともに、日頃から地区住民に対して避難時に車両等を使用しないよう呼びかけ、速やかな避難と落ち着いた行動をとるよう広報に努める。

#### (2) 飯沼小学校区

避難場所となっている第三中学校周辺には、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所があるため、日頃から点検、改修工事を進める必要がある。

また、飯沼小学校へ至る道は、狭隘道路となっているため、市体育館側から避難するよう日頃から地区住民に対して広報等を十分行うよう努める。

#### (3) 明神小学校区

地区内には、危険物取扱事業所が点在し、また、川口町や植松町等では住宅が密集する地区などがあるため、地区全体の不燃化を推進するとともに、避難経路の安全化対策に努める。

#### (4) 双葉小学校区

地区最大の避難所である県立銚子商業高等学校周辺には急傾斜地があるため、日常の点検、改修工事を適切に行うよう努める。この地区は他地区に比べ木造建物が密集しているため、地区全体として不燃化の推進に努める。

#### (5) 本城小学校区

利根川沿いの低地は、津波による浸水を受ける可能性があるため、津波や浸水に対する安全対策を講じる。また、津波危険時、浸水時には、本城小学校等安全な近隣の避難所へ地区住民を誘導す

る体制の確立や日頃からの広報等に努める。

(6) 春日小学校区

避難所である市立銚子高等学校や県立銚子商業高等学校周辺には急傾斜地があるため、日常の点検、改修工事により避難経路の安全化に努める。

(7) 高神小学校区

外川町、長崎町等では、住宅の密集や狭隘道路が見られるため、道路拡幅等の安全化対策に努める。また、地区住民に対して災害時の避難方法、避難所の周知徹底に努める。

(8) 海上小学校区

避難所である海上小学校の校舎寄りの入口は通路が狭いため、幼稚園寄りの入口から避難するよう日頃から地区住民に対し広報等を行うほか、地区住民自身が災害時にどのように行動をとるべきかの周知徹底に努める。

(9) 船木小学校区

避難所である船木小学校の校舎寄りの入口は通路が狭いため、グラウンド側の入口から避難するよう日頃から地区住民に対し広報等を行う。また、避難に際し、踏切を越えるため、避難誘導に留意する。

(10) 椎柴小学校区

椎柴町地区、長山町地区は人口が少なく、医療機関がないため、医療救護対策の確立に努める。

(11) 旧猿田小学校区

避難所周辺に斜面が多く、狭隘道路等が多く見られるため、避難経路となる道路の整備や斜面の点検等を行い、安全の確保に努める。また、安全な避難経路を日頃から地区住民に対し広報等を行う。

(12) 豊里小学校区

避難所である豊里小学校周辺には急傾斜地があるため、日常の点検、改修工事により安全確保に努めるとともに、避難住民に対し学校西側の急傾斜地に十分注意するよう周知徹底を図る。

(13) 旧豊岡小学校区

避難所までの距離が遠い住家が点在するため、的確な災害情報の伝達と安全な避難誘導に努める。また、日頃から地区住民が災害時にどのような行動をとるか等の話し合いの場をもうけるなどして、地区住民の防災意識の向上に努める。

## 2 避難及び誘導の体制

(1) 市の対策

ア 避難誘導体制の整備

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また関係機関・近隣市町等との連携により、適切な避難誘導を行うための体制の整備を進める。

イ 避難経路の安全化

避難経路を火災から防護するため、避難経路となる道路に面する建物の不燃化を推進する。また、市民による初期消火体制の充実及び強化に努める。

ウ 避難先の安全確保

避難場所を火災等から防護し、市民の避難先における安全確保を図るため、各避難場所周辺の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化に努める。

(2) 要配慮者等の避難の対応

要配慮者、外国人、市内の地理に不案内な来訪者等の災害時の安全な避難を確保するため、市は、何らかの支援を必要とする要配慮者の避難行動に対してその体制の整備に努める。

## 3 避難所開設・運営体制の整備

市は、施設管理者と連携し、国の「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」、千葉県の「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナ



「新型コロナウイルス感染症への対応編～」を踏まえ、指定避難所について以下の環境整備に努める。

- (1) 対象地域の住民を収容できる規模で、かつ、耐震化及び液状化対策を実施する。
- (2) 必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (3) 救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- (4) 避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (5) 避難所の感染症対策として、発熱や咳等の症状のある者及び農耕接触者の専用スペースを確保するとともに、マスク、消毒液、パーティション等、感染症対策に必要な物資を準備する。
- (6) 避難生活の長期化、要配慮者に対応するため、福祉避難室の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- (7) 被災者のプライバシー・安全の確保、女性への配慮、ペット対策に必要な設備等の整備を検討する。
- (8) 本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため、飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備に努める。
- (9) 避難所の効率的な開設、管理のために、避難所ごとの開設・運営マニュアルを策定する。
- (10) 町内会等と連携して、避難所ごとに避難所運営協議会を整備し、災害時の避難所運営の管理体制、自治運営体制を構築する。

## 第12節 帰宅困難者等対策

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合や幹線道路等の通行が制限された場合に、自宅までの距離が遠く、帰宅が困難な人を「帰宅困難者」という。

震災発生時における「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底し、一斉帰宅の抑制を図ることで、緊急車両の通行障害等を軽減する。

### 第1 一斉帰宅の抑制

項目	主担当
1 基本原則の周知・徹底	危機管理室
2 安否確認手段の普及・啓発	危機管理室
3 帰宅困難者等への情報提供	危機管理室
4 施設内待機のための対策	危機管理室
5 帰宅困難者等の安全確保対策	危機管理室

#### 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

#### 2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。

このため、市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（web171）、ツイッター（Twitter）・フェイスブック（Facebook）等のSNS、IP電話など、様々な通信インフラを利用した安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### 3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく体制を確保する。

#### 4 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

#### 5 帰宅困難者等の安全確保対策

帰宅困難者等が発生した場合に備え、一時滞在施設を確保し、そのことの周知を図る。

また、大規模集客施設や駅、観光施設等における利用者や観光客の保護及び避難誘導について、企

業、学校、鉄道事業者及び観光施設の管理者などにおける訓練実施を要請する。

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する（候補施設：双葉小学校、銚子中学校）。なお、民間施設の活用については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、市は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

(3) 観光施設における訓練実施の要請等

市は、駅や観光施設の管理者に対し、従業員、旅客、観光客等の混乱防止、避難誘導、情報の収集伝達、安否の確認及び情報発信等について、災害による鉄道や道路の不通等を想定した訓練や対応計画の策定を要請する。

## 第2 帰宅支援対策

項目	主担当
1 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知	危機管理室
2 関係機関と連携した取組	危機管理室

帰宅困難者等のために災害時帰宅支援ステーションの確保、周知、それを支える関係機関と連携した取組を推進する。

### 1 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

### 2 関係機関と連携した取組

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

市や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の成果を本市の帰宅困難者等対策へ反映させる。

(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）

ア 平常時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する

イ また、救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

(4) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、市が事務局となり、県も参画する駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を促進し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

## 第13節 防災体制の整備

### 第1 防災組織体制の整備

項目	主担当
1 市の防災体制の整備	危機管理室 各課室
2 防災関係機関の防災体制の整備	危機管理室 防災関係機関
3 防災活動拠点の整備	危機管理室 消防本部 自主防災組織

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携強化に努める。

#### 1 市の防災体制の整備

防災会議を設置し、地域防災計画を策定するとともに、防災計画にかかわる施策を推進し、併せて防災関係機関との協力体制の整備に努める。

##### (1) 防災ネットワークの整備

災害発生時に対応するため、災害に対する応急対策の中核拠点を設置するとともに、交通の不通等の市域の分断を考慮し、地域の拠点を設置して、中核拠点と地域拠点の相互が連携し、災害の応急対策を進める防災ネットワークの形成を図る。

##### (2) 災害の役割・体制の周知

災害時の応急活動が円滑に行えるように、平常時から研修会等を通じて職員に対して災害時の役割と体制の周知徹底を図る。

##### (3) 活動要領の整備

本計画に基づき、災害発生時の応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を整備する。

#### 2 防災関係機関の防災体制の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第47条の規定により災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定める。

また、円滑な対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

さらに、各職員の責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

#### 3 防災活動拠点の整備

災害応急活動の活動拠点となる防災活動拠点及び地区活動拠点を整備する。

##### (1) 防災活動拠点

本市の災害応急活動の中核となり、災害応急活動を統括するため、市役所及び消防本部を防災活動拠点とする。

##### (2) 地区活動拠点

大規模災害時等被害が全市域にわたり、各地区での分散対応が必要な場合を考慮し、適宜地区活動拠点を定めるものとする。

## 第2 相互応援計画

項目	主担当
1 市町村間の相互応援	危機管理室 消防本部 水道局
2 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請	危機管理室 指定行政機関
3 公共機関・公共的団体等との協力体制の確立	危機管理室 指定（地方）公共機関 公共的団体 事業者

市域において災害が発生し、市自らの能力で対応できないため他市町村や他地域の防災関係機関に協力を要請する場合、又は他市町村において災害が発生し、本市から応援協力を行う場合などに対応するため、あらかじめ応援協定を締結し、相互の連携を強化する。

### 1 市町村間の相互応援

#### (1) 相互応援協定の締結

災害対策基本法第67条の規定による他市町村間の相互応援等を円滑にするため、平素から連携の強化に努める。

なお、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）に基づき円滑かつ迅速な応援活動が行えるよう、関係職員への周知を図る。

また、消防組織法第39条の規定による消防に関する相互応援等についても、平素からの連携強化に努める。

消防機関との相互応援に関する「千葉県広域消防相互応援協定書」（平成4年4月1日）及び「銚子市消防本部・鹿島南部地区消防本部消防相互応援協定書」（昭和45年4月1日）に基づき円滑かつ迅速な応援活動が行えるよう、関係職員への周知を図る。

#### (2) 応援受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための防災拠点をおおきかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えるため、応援受援計画の策定に努めるものとする（候補施設：前宿町公園、市立銚子高校グラウンド）。

また、市は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。

### 2 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害時に指定地方行政機関に対する職員派遣の要請が迅速かつ円滑に行えるように、応援要請手続、情報伝達方法等について整備し、併せて職員への周知を図る。

### 3 公共機関・公共的団体等との協力体制の確立

#### (1) 公共機関・公共的団体との協力

災害時に関する応急対策等について、積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、指定（地方）公共機関及び公共的団体（NTT、東京電力、日本郵便株式会社、JR、銚子電鉄、銚子ガス等）に対し、防災に関する組織の充実を図るよう要請するとともに、相互の連絡を密にし、災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

#### (2) 民間事業者及び民間団体との協力

災害時に人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ円滑に行えるよう民間事業者及び民間団体とおおきかじめ協力体制を整える。

### 第3 燃料・エネルギー対策

項目	主担当
1 燃料供給体制の整備	危機管理室
2 災害時利用可能エネルギーの整備推進	危機管理室 管財室 生活環境課 各防災関係機関

#### 1 燃料供給体制の整備

災害時における災害対策車両や災害対策拠点（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料の優先供給について、千葉県石油協同組合銚子支部、千葉県LPGガス協会銚子支部、ちばみどり農業協同組合等と協議し、災害協定の締結を進める。

また、災害時の連絡や燃料の優先供給等の実施体制、実施要領等を整備しておく。

#### 2 災害時利用可能エネルギーの整備推進

市は、大震災による停電や電力不足等の事態に活用できる再生可能エネルギーの整備を推進し、住宅用太陽光発電システム等の普及促進に取り組む。

市及び防災関係機関は、災害対策拠点となる公共施設等へ、停電時等にも活用可能な太陽光発電システム、蓄電設備等の導入を推進する。



## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部活動

#### 第1 災害応急活動体制

項目	主担当
1 災害対策本部設置前の初動体制	各部各班
2 災害対策本部	各部各班
3 職員の動員・配備	動員班
4 関係機関との連携	本部班

市及び防災関係機関は、市域及び近隣市町村に地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、市民、民間団体等と一致協力して災害の拡大防止と被災者の支援・救護に努めるとともに、被害の発生を最小限度にとどめるため、防災業務の遂行にあたる。

##### 1 災害対策本部設置前の初動体制

地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況に応じて初動体制をとり、適切な対応を行う。

###### (1) 第一次配備設置基準

市長は、次の基準に該当する場合、初動対応を行うための警戒本部を設置し、速やかに災害対策本部に移行しうる体制をとる。

- ① 市域において震度が4又は5弱を記録したとき。
- ② 東海地震観測情報（臨時）、東海地震注意情報又は東海地震予知情報を発表したとき。

###### (2) 業務内容

- ア 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達
- イ 被害状況の把握及び報告

##### 2 災害対策本部

###### (1) 設置基準

市長は、市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準により、災害対策基本法第23条の規定に基づき銚子市災害対策本部を設置する。

###### ア 自動設置

- ① 本市において、震度5強以上を記録したとき。
- ② 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報、津波警報及び大津波警報を発表したとき。

###### イ 状況設置

震度5弱以下の地震又は津波により、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。

###### (2) 廃止基準

市長は、市域について災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したため災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

###### (3) 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、県及び関係機関に通知するとともに、報道機関に発表する。

【巻末資料 防災関係機関連絡先一覧表】

(4) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の長は市長とし、事務を総括する。副本部長は副市長とし、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

また、本部長・副本部長に事故あるときは、総務課長がこれを代行する。

(5) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、全体的な災害状況を収集・把握するとともに、次の事項を協議し、全市的対策を迅速に指示する。

- ア 本部の配備に関すること。
- イ 自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関すること。
- ウ 災害救助法の適用要請に関すること。
- エ その他災害対策の重要事項に関すること。

(6) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所庁舎に設置する。

ただし、地震・津波により災害対策本部を設置する場合は、保健福祉センターに災害対策本部を設置する。

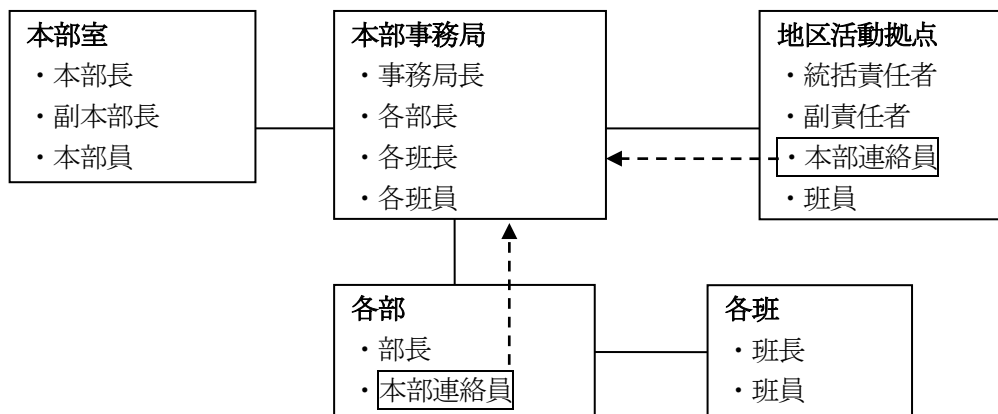
なお、災害対策本部に予定した場所が被害を受け、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、消防本部庁舎又は適宜活動拠点を定めて本部を設置する。

(7) 災害対策本部の組織等

ア 災害対策本部の組織及び各部の編成

災害対策本部の組織、分担業務及び運営は、別途、銚子市災害対策本部動員・配備計画に定めるものとする。

災害対策本部の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部に、本部室を設け、災害に対する基本方針及びその他重要事項を審議策定する。</li> <li>・災害対策本部に、本部事務局、部及び班並びに本部連絡員を設け、本部事務局には事務局長を、部には部長を、班には班長を置く。</li> <li>・事務局長は、分掌事務に基づき、本部事務局内の所属部長を指揮監督する</li> <li>・部長は、本部員となり、分掌事務に基づき、所属班長を指揮監督する。</li> <li>・本部連絡員は、部長が指名するものとし、部内の情報をとりまとめて本部事務局に報告するほか、本部室からの指示等の部内各班への伝達及び連絡調整を行う。</li> <li>・班長は、部長の命を受け、所属班員を指揮監督する。</li> <li>・班員は、班長の命を受け、分掌事務に従事する。</li> </ul>
災害対策本部本部室の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部室の構成は、本部長、副本部長、本部員をもって充てる。</li> </ul>



〈銚子市災害対策本部の組織体系〉

各部の分掌事務内容

(ア) 本部事務局 (事務局長：総務課長)

部 名	班 名	課室等名	分 掌 事 務
総括部 ◎総務課長	本部班 ◎総務課長 (兼務) ○危機管理室長 ○総務室長	総務課 (危機管理室) (総務室) (施設管理室) 選挙管理委員会事務局	①災害対策本部室の庶務に関すること。 ②災害対策の総合調整に関すること。 ③国、県、防災関係機関との連絡調整に関すること。 ④災害救助法の適用申請に関すること。 ⑤自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ⑥市町村間の応援派遣要請に関すること。 ⑦町内会その他自主防災組織との連絡調整に関すること。 ⑧防災行政無線局の統制及びアマチュア無線との連絡に関すること。 ⑨避難指示等の伝達、避難者の誘導に関すること。
	動員班 ◎総務課長 (兼務) ○人事室長	総務課 (人事室)	①職員(消防職員を除く。)の動員及び配置並びに応援派遣の現場からの要求の把握に関すること。 ②職員及び応援派遣職員等の食料の確保及び健康管理に関すること。 ③応援派遣職員の受入、配置、身分取扱いに関すること。
	調査班 ◎税務課長	税務課 (課税室) (債権管理室)	①住家被害の調査に関すること。 ②り災証明の発行に関すること。 ③被害届出証明の発行に関すること。
調整部 ◎企画課長 ○財政課長 ○議会事務局局長 ○会計管理者	調整班 ◎秘書広報課長 ○企画室長 ○財政室長 ○管財室長 ○監査委員事務局局長 ○議会事務局局長補佐	秘書広報課 企画財政課 (企画室) (情報政策室) (洋上風力推進室) (財政室) (管財室) 議会事務局 監査委員事務局	①被害状況調査の総括に関すること。 ②各種災害情報(災害救助法適用業務の帳簿含む)のとりまとめに関すること。 ③各部各班との連絡調整に関すること。 ④災害復旧計画の策定準備に関すること。 ⑤災害関係予算の編成及び執行管理に関すること。 ⑥災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。 ⑦災害の写真記録に関すること。 ⑧災害広報に関すること。 ⑨報道機関との連絡調整に関すること。 ⑩被災者総合相談窓口に関すること。 ⑪市庁舎等の被害調査及び復旧に関すること。 ⑫非常電源、燃料、臨時電話の確保及び自動車の配車に関すること。
	出納班 ◎会計課長補佐	会計課	①災害資金の出納に関すること。 ②義援金の出納に関すること。

(注) ◎は部長又は班長を、○は副部長又は副班長を示す

## (イ) 各部

部 名	班 名	課等名	分 掌 事 務
経済部 ◎観光商工課長	調達班 ◎観光商工課長(兼務)	観光商工課 (観光プロモーション室) (産業振興室)	①食料の調達及び避難所等への供給に関すること。 ②被服、寝具その他生活必需品の調達及び避難所等への供給に関すること。 ③商工・観光業の被害調査及び復旧に関すること。
	産業班 ◎水産課長 ○農産課長 ○農業委員会事務局長	水産課 農産課 農業委員会事務局	①農林水産業の被害調査及び復旧に関すること。
給水部 ◎水道局長	給水班 ◎管理室長	水道局(管理室)	①応急給水に関すること。 ②水道施設の被害調査に関すること。
	復旧班 ◎工務室長 ○下水道室長	水道局(工務室) (下水道室)	①水道施設の応急修理、復旧に関すること。 ②公共下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 ③住宅団地下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
援護部 ◎社会福祉課長	救助班 ◎市民課長 ○市民室長 ○保険年金室長	市民課 (市民室) (保険年金室)	①死体の収容及び処理(仮埋葬を含む。)に関すること。 ②トリアージタグ回収に関すること。 ③被災者台帳の資料提供に関すること。 ④医療保険の災害時手続きに関すること。 ⑤被保険者証等の再交付に関すること。 ⑥避難所の開設及び管理運営の補助に関すること。 ⑦安否情報の収集等に関すること。
	援護班 ◎高齢者福祉課長 ○子育て支援課長 ○社会福祉室長 ○障害支援室長	高齢者福祉課 子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)	①福祉施設の被害調査及び復旧に関すること。 ②被災者に対する見舞金の支給に関すること。 ③被災児童及び母子世帯等の援護に関すること。 ④日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関すること。 ⑤災害援護資金の貸付事務の取次ぎに関すること。 ⑥災害見舞金、義援金及び災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。 ⑦要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)の支援に関すること。(福祉避難所の開設及び管理運営を含む。) ⑧災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関すること。
	衛生医療班 ◎健康づくり課長	健康づくり課 (健康・地域医療推進室) (保健事業室)	①防疫業務に関すること。 ②被災者の健康管理に関すること。 ③医療関係施設の被害調査及び復旧に関すること。 ④救護所の設置及び運営に関すること。 ⑤医療及び助産に関すること。
防災部 ◎消防長	防災班 ◎消防次長 ○消防署長	消防本部	①消防機関の動員及び配置に関すること。 ②災害の防御に関すること。 ③被災者の救出に関すること。 ④行方不明者の捜索に関すること。 ⑤水防活動に関すること。 ⑥火災被害の調査に関すること。

部 名	班 名	課等名	分 掌 事 務
			⑦火災によるり災証明の発行に関すること。
復旧部 ◎都市整備 課長	住宅班 ◎都市整備室 長	都市整備課 (都市整備室)	①公営住宅の被害調査及び復旧に関すること。 ②応急仮設住宅の確保に関すること。 ③応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 ④被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関すること。 ⑤住宅資金の貸付（利子補給を含む。）事務に関すること。 ⑥被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	土木班 ◎土木室長	都市整備課 (土木室)	①道路、橋りょう、崖崩れ、河川等の被害調査、応急措置 及び復旧並びに障害物除去に関すること。
	清掃班 ◎生活環境 課長	生活環境課	①がれきの処理に関すること。 ②環境衛生施設の被害調査及び復旧に関すること。 ③応急仮設トイレの調達及び管理に関すること。 ④ごみ及びし尿の収集並びに処理に関すること。 ⑤被災地における環境保全等に関すること。 ⑥大気汚染、大気環境中の放射線量の把握に関すること。
教育部 ◎学校教育 課長 ○社会教育 課長	教育班 ◎学校教育室 長	学校教育課 (学校教育室) (指導室) 学校給食センタ ー 小児言語指導セ ンター	①応急教育対策に関すること。 ②学用品の調達及び給与に関すること。 ③炊き出しに関すること。
	管理班 ◎教育総務室 長	学校教育課 (学校教育室) (教育総務室) 社会教育課 (生涯学習室) (スポーツ振興 室) (文化財・ジオ パーク室) 青少年指導セン ター 市民センター 公正図書館 青少年文化会館 市立銚子高等学 校	①教育施設の被害調査及び復旧に関すること。 ②避難所（福祉避難所を除く。）の開設及び管理運営に関 すること。 ③安否情報の収集等に関すること。

(注) ◎は部長又は班長を、○は副部長又は副班長を示す

(ウ) 本部連絡員の事務及び各班共通の事務

種 類	所 掌 事 務
各 部 の 本 部 連 絡 員	①部内の情報収集と集約に関する事。                     ②部内への指令等の伝達に関する事。                     ③部内各班との連絡調整に関する事。                     ④部内各班の所掌事務の進捗管理に関する事。                     ⑤本部事務局（調整班）への報告（定時・臨時）に関する事。
各 班 共 通	①所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録（災害救助法適用事務の帳簿作成含む）に関する事。                     ②所掌事務に必要な資機材の調達に関する事。                     ③所掌事務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関する事。                     ④管理施設の保全及び利用者の安全確保に関する事。                     ⑤管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事。                     ⑥管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集積拠点、ヘリコプター臨時離着陸場等）が設置される場合の設置・運営の協力。                     ⑦所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関する事。                     ⑧避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）。                     ⑨災害ボランティアセンターが設置される場合の設置・運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）。

(8) 本部室会議の運営

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審議策定するため、本部室会議を開くものとする。

本部室会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が必要と認めた本部職員で構成する。また、本部員に事故があったときは、当該部の職員が代理として出席する。

本部室会議は、本部長が召集し、次の事項を審議決定するものとする。

ア 災害応急措置に関する事	イ 避難指示等の避難対策に関する事
ウ 自衛隊派遣要請に関する事	エ その他重要事項に関する事

(9) 現地災害対策本部

本部長は、災害の現地において直接指揮をとる体制が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部には、現地災害対策本部長を置き、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

現地災害対策本部には、現地災害対策本部員を置き、災害対策本部長が部長と協議の上、指名する者をもって充てる。

(10) 地区活動拠点

市全域に被害を及ぼす大災害が発生した場合は、災害活動の中核となる災害対策本部（市役所）だけでは、全市的な統括が困難な場合もある。また、道路及び交通機関の被災により職員の登庁も困難になる可能性がある。

そのため、必要に応じて市域を地区ごとに区分し、地区における避難対策等の拠点及び班員を設定し、災害の状況により地区活動拠点としての活動を行う。地区活動拠点の組織及び活動内容は、次のとおりとする。

〈地区活動拠点の概要〉

責 任 者	ア 市長が任命した総括責任者が地区活動拠点の責任者となる。 イ 総括責任者が不在のときは、副責任者（施設長）がその責務を代行する。
活 動 内 容	ア 被害情報（人的被害、道路、倒壊家屋等）の収集



	イ 避難者、被災者情報の収集 ウ 住民に対する広報活動
--	--------------------------------

### 3 職員の動員・配備

#### (1) 動員基準及び配備内容

動員基準及び配備内容は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備内容	職員等の対応
第1次配備 自動配備	《地震》 ○本市域に気象庁発表による震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ○気象庁が東海地震観測情報（臨時）、東海地震注意情報又は東海地震予知情報を発表したとき。	○災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。
第2次配備	状況配備 ○本市域に気象庁発表による震度5弱以下の地震が発生し、火災が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。	○各部各班の応急対策活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。
	自動配備 《大規模地震》 ○本市域に気象庁発表による震度5強又は6弱の地震が発生したとき。 《津波》 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表したとき。	同上	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。
第3次配備 自動配備	《大規模地震》 ○本市域に気象庁発表による震度6強以上の地震が発生したとき。 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波警報又は大津波警報を発表したとき。	○原則として全職員を配備し、市の組織及び機能の全てを挙げて対処する態勢とする。	○全職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。

#### (2) 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とする。ただし、次の場合は、その指定された場所とする。

指定された職員	参集場所
① 各部長	災害対策本部設置場所
② 部長から指定があった職員	指定された場所

#### (3) 職員の動員伝達の方法

職員の動員は、自主登庁を原則とするが、動員による配備が必要な場合には、次の方法により伝達する。

##### ア 勤務時間内

本部長が、庁内放送等を通じて速やかに伝達する。また、出先機関については、災害対策本部



の各部長にあたる職にある者から伝達する。

イ 勤務時間外・休日

一般職員

総括部 → 各部長 → 各部班長 → 所属職員

(4) 配備状況の報告

各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、配備人員報告書（別記様式）により所属部長に報告するものとし、各部長は、総括部長（動員班）に報告する。総括部長は、報告を受けた配備状況を速やかに本部長に報告する。

【巻末資料 配備人員報告書】

(5) 応援要員の要請

各部長は、応急対策を実施する上で、要員が不足と判断される場合には、部内要員の弾力的な活用を図るものとするが、さらに要員が必要と判断される場合は、総括部本部班に応援要員の派遣を要請するものとする。

本部長は、必要と認めたときは速やかに応援要員の派遣を実施し、本部室会議に報告するものとする。

(6) 参集時の留意事項

ア 服装及び携行品

応急活動を行うのに便利で安全な服装（防災服等）とし、必要な用具をできる限り携行する。

イ 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災又は人身事故に遭遇したときは、可能な範囲内で緊急措置を行うとともに、消防又は警察に通報した後、参集する。

ウ 被害状況の報告

職員は、参集途上において被害状況、災害情報の収集に努め、参集後所属班長を通じて本部長に報告する。

## 4 関係機関との連携

(1) 県リエゾン

市は、県からリエゾンが派遣された場合は市役所庁舎に受け入れる。その際、受入場所は危機管理室とする。

(2) 災害対策本部会議等における情報共有

県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行う。

(3) 現地関係機関に係る連絡調整

市は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

## 第2 災害救助法の適用

項目	主担当
1 災害救助法の目的	-
2 災害救助法の適用基準	本部班
3 災害救助法の適用手続き	本部班
4 災害救助法適用事務	本部班 調整班 各班

## 1 災害救助法の目的

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

## 2 災害救助法の適用基準・条件等

### (1) 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯の数が、80 世帯以上であること。（法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）

イ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で 2,500 世帯以上であって、市で 40 世帯の以上であること。（法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）

ウ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で 12,000 世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

a 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

b 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

### (2) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

## 3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害に対し、市における災害が、2 (1) の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

(2) 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

(3) 災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

## 4 災害救助法適用事務

災害救助法適用事務は知事が実施し、市長は知事を補助する。

ただし、災害の事態が急迫し、迅速に実施する必要があるとき、または、事務の一部を市長が行うこととした場合、知事は事務の内容と期間について市長に通知される。

市（調整班）は、災害救助法の適用事務を担当する各班に関係帳簿等の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、本部班を通じて県に報告する。

〈災害救助法の対象業務〉

### 【災害が発生した場合の救助】

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産

- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 埋葬
- 学用品の給与
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 【災害が発生するおそれがある場合の救助】
- 避難所の給与

なお、災害救助法による救助業務の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、千葉県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

## 第2節 情報収集・伝達体制

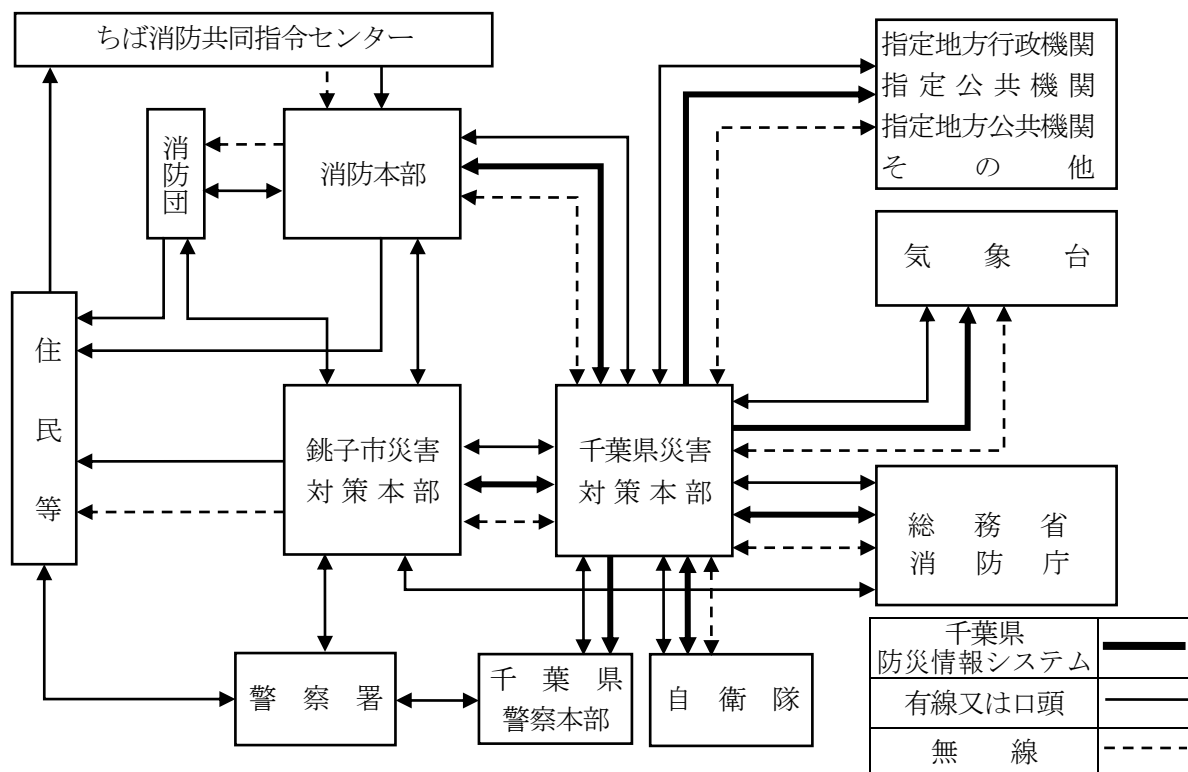
### 第1 通信手段確保計画

項目	主担当
1 災害時の通信	本部班
2 代替通信機能の確保	本部班

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

#### 1 災害時の通信

##### (1) 通信連絡系統



(通信連絡系統図)

##### (2) 指定電話及び連絡責任者の指定

###### ア 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する電話を定め、窓口の一元化を図る。また、災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

###### イ 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

##### (3) 千葉県防災行政無線及び千葉県総合防災情報システム

###### ア 千葉県防災行政無線

市と県との間における情報の収集、予警報等の伝達は、県が設置している防災行政無線によって行う。

イ 千葉県総合防災情報システム

県と市町村及び関係機関の間を県防災行政無線回線等を利用してオンライン・ネットワーク化し、各種防災情報を共有するとともに、被害報告等に利用する。

(4) 銚子市防災行政無線

災害対策本部要員からの被害状況、活動状況等の情報伝達は、市防災行政無線移動系により行う。

(5) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話株式会社千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社千葉支店に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

## 2 代替通信機能の確保

総括部長は、地震災害等により有線通信施設が被災し、不通になった場合は、次のとおり無線設備又は使送等により通信連絡を確保する。

(1) その他の無線通信の利用

災害情報の伝達に際して、緊急通信の必要があるときは、非常通信協議会に加入する防災関係機関（警察、鉄道事業者、電力会社等）の協力を得て、各機関の無線設備による通信手段を確保する。

また、災害発生時における救急措置の実施上緊急かつ特別な必要があるときも、同様の措置をとる。

(2) 放送機能等の利用

調整班は、災害に関する通知、要請、伝達で他に手段が無く、緊急を要する場合は、基幹放送事業者（NHK千葉放送局、千葉テレビ放送、ベイエフエム等）に対して放送要請を行う。

なお、避難指示等で緊急やむを得ない特別な事由がある場合は、NHK千葉放送局、千葉テレビ放送に対し、緊急警報放送を要請する。

その他、ポータルサイト・サーバ運営事業者に対して、インターネットを活用した情報提供を要請する。

(3) 使送による通信確保

有線及び無線通信の利用が不可能又は困難な場合には、総括部長の責任のもとに使送により通信を確保する。

(4) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

ア 無線機器の管理

全ての携帯・可搬用無線機は、災害対策本部に一旦集結させる。

イ 無線機器の搬出

災害対策本部に集結した携帯・可搬用無線機の使用・搬出は、総括部長が指示する。

## 第2 災害情報の収集・伝達・報告計画

項目	主担当
1 地震情報の収集	本部班
2 被害状況等の収集	本部班
3 災害情報のとりまとめ	調整班
4 県への災害情報の報告	本部班

地震発生後の応急対策上不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を、防災関係機関相互の連携のもと迅速かつ的確に収集・伝達する。

### 1 地震情報の収集

気象庁から発表される地震及び津波に関する各種の情報や海面監視などにより現場で収集される情報は、避難誘導等の応急活動を行う上で必要不可欠なものである。

市及び各防災関係機関は、地震を感じた場合、即時にテレビ・ラジオ等の聴取体制をとり、千葉県から総合防災情報システムにより伝達される情報と併せて、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

#### (1) 情報等の発表

##### ア 地震情報

情報の種類	発表基準	内容	
緊急地震速報	予報	震度3以上またはマグニチュード3.5以上	地震の発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを「千葉県北東部」「千葉県北西部」「千葉県南部」の区域で知らせる。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。
	警報	震度5弱以上	
	特別警報	震度6弱以上	
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の震源やその規模を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の震源やその規模を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
推計震度分布	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計	

情報の種類	発表基準	内容
図		した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。
各情報に用いる震度について	-	各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（4ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和3年4月1日現在）。

#### イ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが併せて発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [発表される津波の高さの値は、地-3-26「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照]
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表される。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表される。（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一



定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	0.2m以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	0.2m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

・津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。
津波注意報解除後も海面変動が	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いた

継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	め、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。
--------------------------------	---

(注) 津波が予想される地域と、予想されるおおよその津波の高さが発表される。予想される津波の高さにより、注意報と警報に分けて発表される。本市は、千葉県九十九里・外房（野島崎南端以東の太平洋沿岸）に属しており、気象庁本庁が担当する。

#### エ 津波警報・注意報の分類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位（本市は、千葉県九十九里・外房（野島崎南端以東の太平洋沿岸）に属している）で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

〈津波警報等の種類と発表される津波の高さ等〉

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m ( $0.2\text{m} \leq \text{予想高さ} \leq 1\text{m}$ )	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

\* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波警報等の留意事項)

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

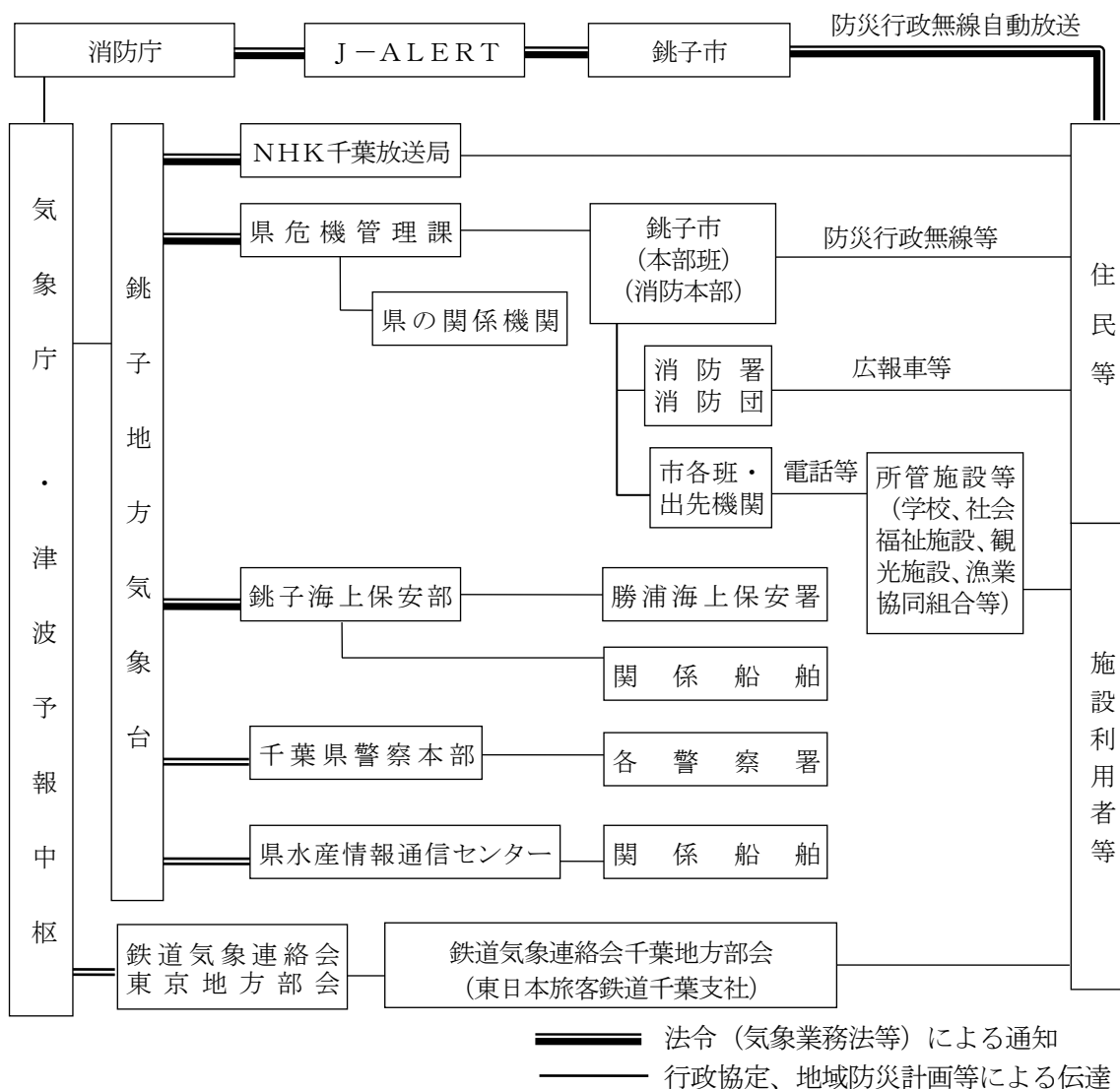
## (2) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

## (3) 津波警報等の伝達

市（関係各班）、県、警察署及び防災関係機関は、住民、観光客等に津波警報等を速やかに伝達する。

津波警報等の伝達系統は次の図のとおりとし、津波警報等の解除についてもこの系統図に準ずる。  
なお、津波浸水想定区域内での広報活動（広報車の巡回、警鐘等）については、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提に行う。



〈津波予報伝達系統図〉

## 2 被害状況等の収集

### (1) 市及び防災関係機関の情報収集

災害が発生したとき、市各班及び防災関係機関の担当職員は、所管する地域及び施設等の被害状況の収集活動を行う。また、必要に応じて、鉾子警察署、消防本部、その他防災関係機関と緊密な連携をとり、必要な情報を収集、共有する。

### (2) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、本部長、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

なお、通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに本部長に、また、本部長は、直ちに鉾子地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

## 3 災害情報のとりまとめ

### (1) 被害情報の調査要領

ア 被害情報の調査に当たっては、あらかじめ各部長が関係班ごとに定めた被害状況報告取扱責任者を中心に、迅速かつ的確に被害状況を調査するものとする。

イ 大災害が発生した場合の被害状況の調査に当たっては、全市域にわたり世帯別の被害状況を現地において調査する必要があるため、あらかじめ調査班長が調査区域ごとに定めた被害状況調査

- 員が、別に調整班長の定める様式により迅速かつ的確に被害状況を調査するものとする。
- ウ 被害情報の調査に当たっては、関係の班、調査員等は相互に連絡し、調査に脱ろう重複のないよう十分留意するものとする。
- エ 市内官公署等防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ当該施設に係る被害情報等の報告の総括責任者を1名、取扱責任者を適宜定め、被害情報等について、県等関係機関に報告するものとする。
- オ 関係部長・班長の業務  
関係各班長は、被害報告の種類別の様式に定める事項について被害状況を調査するとともに、掌握した被害状況について速やかに各部長に報告し、各部長は調整部長に連絡するものとする。
- カ 調整部長・調整班長の業務  
調整部長は、関係部長から連絡を受けた被害状況について調整班長にとりまとめさせ、その結果を本部事務局長及び総括部長に連絡するものとする。
- キ 総括部長・本部班長の業務  
総括部長は、報告の総括責任者として、調整部長から連絡を受けた被害状況について、本部長及び県関係機関に報告するとともに、必要に応じて各部長に対し本部班長に連絡させるものとする。

(2) 情報の共有

市及び各防災関係機関は、災害対策を効果的かつ効率的に実施するために必要がある場合は、被災者等の利益を侵害しないように必要な限度で相互に被害情報等を共有する。

特に、住宅等の被害調査（応急危険度判定結果、被害家屋認定調査結果）と各種被災者支援務（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保、義援金及び被災者生活再建支援金の支給等）については、円滑に行えるよう、市の関係各班が相互に情報を共有することとする。

【巻末資料 被害の認定基準】

4 県への災害情報の報告

(1) 災害発生報告

市（本部班）は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。

また、震度5強以上を記録した地震又は津波により死者又は行方不明者が生じたものにあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

その他、市（消防本部）及びちば消防共同指令センターは、同時多発の火災等により通報が殺到したときはその旨を、また、震度6弱以上の地震の場合は119番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報告する。

(2) 県への被害報告

ア 報告先・手段

被害報告は、市（調整班）がとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により市（本部班）が県災害対策本部事務局に報告する。

また、被害情報等の収集・報告の運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

イ 報告の区分

県へ報告すべき情報は、巻末資料「県への災害報告の種類等」のとおりである。

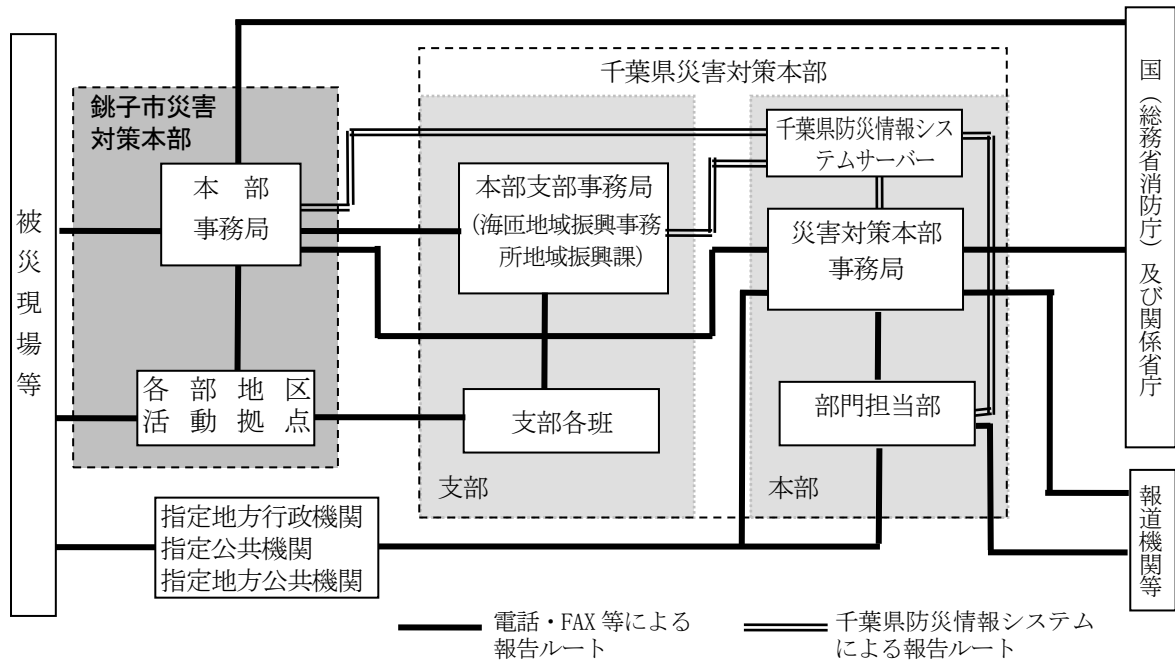
ウ 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

総括責任者	本部長（市長）：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。
取扱責任者	本部事務局長（総務課長）：防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

エ 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告のながれは、以下のとおりである。



〈被害情報等の収集報告の流れ〉

区 分		連絡先			
県配備 体制 設置前	勤務 時間内	危機管理課 ・ 防災電話 500-7361,7221 ・ NTT電話 043-223-2175	・ 防災 F A X 500-7298,7299 ・ NTT F A X 043-222-5208		
	勤務 時間外	消防課情報通信管理室 ・ 防災電話 500-7225 (7224) ・ NTT電話 043-223-2178	・ 防災 F A X 500-7110 ・ NTT F A X 043-222-5219		
県配備 体制 設置後	本部 設置前	消防課情報通信監理室 ・ 防災電話 500-7620~7626 ・ NTT電話 043-223-2149、2150	・ 防災 F A X 500-7630~7632 ・ NTT F A X 043-222-2025,548		
	本部 設置後	県災害対策本部 ・ 防災電話 500-7301~7310 ・ NTT電話 043-223-3328~3337	・ 防災 F A X 500-7405~7409 ・ NTT F A X 043-222-0100		

〈消防庁連絡先〉

消 防 庁	N T T 電 話	
勤務時間内	防災情報室 03-5253-7526 (F A X) 03-5253-7436	048-500-7526 (F A X) 048-500-7536
休日・夜間	宿直室 03-5253-7777 (F A X) 03-5253-7553	048-500-7780 (F A X) 048-500-7789

第3 広報計画

項 目	主 担 当
1 広報活動の内容等	調整班
2 報道機関への対応	調整班

市は、流言飛語等による社会混乱を防止し、市民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動等を実施する。



## 1 広報活動の内容等

広報活動は、本部長の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連携を図りながら、調整班が行う。また、情報の不統一を避けるため、広報ルートの一元化を図る。

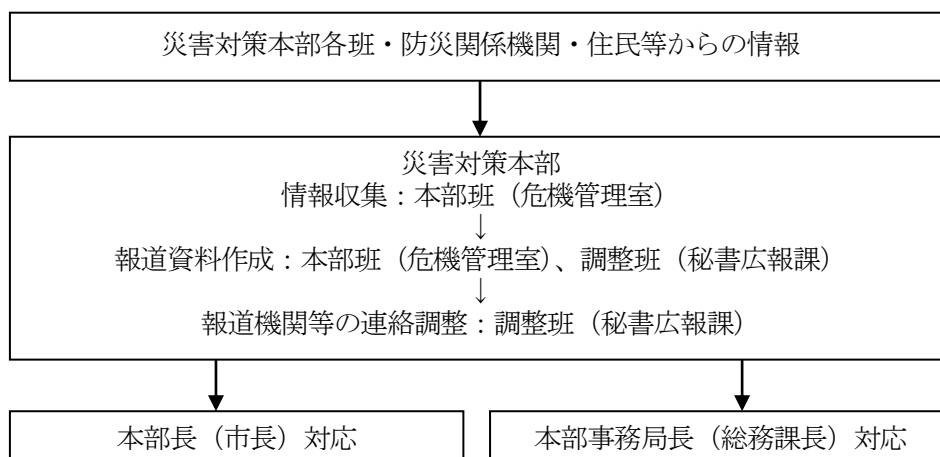
そのため、市民や防災関係機関からの広報依頼は、災害対策本部班で受付し、本部長が決定し、広報活動を調整班に指示する。

〈広報活動の内容〉

災害発生時の広報	被災者に対する広報
ア 二次災害防止に関すること	ア 救護所及び避難所の開設状況
イ 災害情報及び被災状況に関すること	イ 医療救護及び衛生知識の周知
ウ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること	ウ 給水、給食等の実施状況
エ 避難に関すること	エ 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況
オ その他必要な事項	オ 被災地の状況
	カ その他必要な事項

## 2 報道機関への対応

市内の被害状況や災害対策の状況、市民や全国への要請事項等について、市内外に公式情報を発信するため、報道機関等への発表や会見を以下のながれで行う。



〈報道対応のながれ〉

### (1) 報道機関への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は、可能な範囲で提供する。

ア 災害の種別及び発生日時	イ 災害発生場所	ウ 被害状況
エ 応急対策の状況	オ 住民に対する避難指示等の状況	
カ 一般市民並びに被害者に対する協力及び注意事項		

### (2) 報道機関への対応

調整班は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に対して正確な情報を迅速に発表する。また、報道への窓口は、調整班が一括して行う。

#### ア 報道機関への発表

報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。

#### イ 発表者

発表は、原則として本部長又は本部事務局長が実施する。ただし、必要に応じて、各部において発表する場合は、あらかじめ本部事務局長又は調整班長に発表内容、発表場所等について了承



を得るものとし、発表後、速やかにその内容について報告する。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関の発表

指定公共機関及び指定地方公共機関が情報を報道機関に発表する場合は、その内容を事前に市災害対策本部班に通知する。ただし、やむを得ない場合は、発表後、速やかに通知する。

エ 発表情報の送付

調整班長は、報道機関に発表した内容を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

## 第4 リ災証明書の発行

項目	主担当
1 住家被害調査	調査班 防災班
2 リ災証明書の発行	調査班 防災班
3 被害届出証明書の発行	調査班

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免及び被災者生活再建支援金並びに災害弔慰金の支給等を実施するに当たって必要とされる住家の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づいて行うもので、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

### 1 住家被害調査

被害の拡大が沈静化し、本格的な復旧段階に入る上で、被災者を支援するために必要となるり災証明書を発行するため、住家の被害認定調査を実施してり災台帳を作成する。

(1) 住家被害調査の実施

調査班は、り災証明書の発行に先立ち、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家の被害程度の判定調査を行う。

この場合、必要に応じて、関係各部、千葉県土地家屋調査士会、民間建築関係団体等の協力を得て行うものとする。

(2) リ災台帳の作成等

調査班は、前記被害調査の結果を基に、り災台帳を作成する。

(3) 防災班は、火災による被害調査を実施し、火災によるり災台帳を作成する。

### 2 リ災証明書の発行

(1) リ災証明書の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項の規定による地震等の災害により被害を受けた住家について、次の項目の証明を行う。

ア 家屋の損壊等に関する証明項目

(ア) 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊

(イ) 流失、床上浸水、床下浸水

(ウ) その他

イ 火災に関する証明項目

(ア) 全焼、半焼、部分焼、ぼや

(イ) その他

(2) リ災証明書の発行

り災証明の対象となる家屋の所有者等に広報又は通知を行い、その申請に基づいて市長又は消防長がり災台帳と照合し、り災証明書（別記様式第4号及び第5号）を遅滞なく発行する。

また、その発行事務は、前記アについては調査班が行い、前記イについては防災班が行うが、円

滑に行うため、被災者総合相談窓口（第3章 第1節「第1 被災者総合相談窓口の開設」参照）等において申請の受付、判定内容の説明、再調査の申請等を一括して行うように努める。

り災証明書の発行手数料は、無料とする。

【巻末資料 り災証明申請書兼証明書】

### 3 被害届出証明書の発行

上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の住家の付帯物及び家財並びに非住家等の被害証明は、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「被害届出証明書」を必要に応じて発行する。

市長が特に必要と認める場合には、その状況や被災者が提出した証拠資料等を踏まえ、可能な範囲で被害の届け出があったことを証明するものとする。調査班は、申請の受付、証明書の発行等を速やかに行うよう努める。

【巻末資料 被害届出証明申請書兼証明書】

## 第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供

項目	主担当
1 被災者台帳の作成・利用	調整班 救助班
2 安否情報の提供	調整班 管理班 救助班

### 1 被災者台帳の作成・利用

#### (1) 被災者台帳の作成

市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災害対策基本法第90条の3に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所又は居所 <input type="checkbox"/> 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 <input type="checkbox"/> 援護の実施の状況 <input type="checkbox"/> 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 <input type="checkbox"/> その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）
--

救助班は、被災者台帳の基礎となる資料を本部事務局へ提供する。調整班は、被災者台帳等の被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。

市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

#### (2) 被災者台帳の利用

市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第90条の4）。

なお、被災者生活再建支援金等の支給対象となる住民等で、住家被害調査の結果（前項参照）を踏まえて、その旨を本人に通知する。

<input type="checkbox"/> 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 <input type="checkbox"/> 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 <input type="checkbox"/> 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。
--

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

## 2 安否情報の提供

市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答する。

上記の回答は、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認したうえで行うものとする。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

## 第3節 地震・火災避難計画

### 第1 避難計画

項目	主担当
1 避難の指示等	本部班 防災班
2 警戒区域の設定	本部班 消防本部 消防団 防災関係機関
3 避難の誘導	本部班 消防本部 消防団
4 避難場所の設置	本部班
5 広域一時滞在	本部班

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命及び身体を災害から保護するとともに、その他災害の拡大を防止するため、本部長は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示等を行い、また、安全に誘導するものとする。

#### 1 避難の指示等

災害発生時には、危険区域内の住民等に対して、避難の指示等を行い、避難場所等安全な場所に避難させ、被害の拡大防止を図る。

##### (1) 避難の指示等

避難の指示等を発する権限のある者は、次のとおりである。また、指示等の最終的な判断は、本部長が、本部事務局長又は総括部長からの状況報告、消防本部、警察署等防災関係機関の要請等を踏まえ決定する。

実施責任者	指示等を行う要件	根拠法
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、指示等を行う。また、市長が、その実施すべき措置を行えない場合は、知事が代行する。	災害対策基本法第60条
知事	・市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	
警察官 海上保安官	・市長から要求があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、かつ、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。（警察官に限る）	警察官職務執行法第4条
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫しているとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第22条
知事又はその命を受けた吏員	・洪水により著しい危険が切迫しているとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。 ・地すべり等により著しい危険が切迫しているとき、避難のための指示を実施する。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にいらないとき。	自衛隊法第94条

(2) 避難指示等の内容

市長等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の指示等の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

- ・防災行政無線（戸別受信機を含む）
- ・広報車
- ・サイレン又は警鐘
- ・ツイッター等のSNS
- ・電話、FAX、登録制のメール
- ・その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

(ア) 避難場所への連絡

避難指示等を行った者は、その旨を避難所等の管理者に速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(イ) 県への連絡

避難指示等を行った場合は、本部長は、その旨を知事に速やかに連絡し、以後の応援受入体制を整える。

(ウ) 隣接市町への連絡

避難指示等を行った場合で、本部長が必要と認めたときは、その旨を隣接する市町長に速やかに連絡し、以後の応援受入体制を整える。

(エ) その他関係機関への連絡

避難指示等を行った者は、その旨を関係機関に速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(4) 避難解除の措置

避難指示等を行った者は、その解除について次の通知事項をまとめ、その旨を県に報告する。

また、市民及び関係機関への避難措置解除の周知は、報道機関の協力、市防災行政無線、職員による看板・ポスターの掲示その他あらゆる手段を使って伝達を行う。

〈通知事項〉

ア 発令者	イ 解除理由及びその日時	ウ 避難解除対象区域
エ 避難場所又は避難所	オ その他必要事項	

## 2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

本部長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認められ、住民の避難が必

要な場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

警戒区域を設定する権限のある者は、次のとおりとする。

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法
市長	・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者について、警戒区域への立入りを制限、禁止又は退去を命ずる。	災害対策基本法第63条
知事	・上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
警察官 海上保安官	・上記の場合において市長若しくはその職権を行う吏員がいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちに市長に対して通知する。	災害対策基本法第63条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又はその職権を行う吏員や警察官がその場にはいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちに市長に対して通知する。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は 消防団員	・火災により被害を与えるおそれがある場合、火災警戒区域を設定し、火気使用の禁止や消防関係者以外の立入りを禁止、制限又は退去を命ずる。	消防法第23条の2
水防団長、水防団員 又は消防機関に 属する者	・水防上緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、立入りを禁止、制限又は退去を命ずる。	水防法第14条

## (2) 警戒区域設定の周知

警戒区域設定を行った者は、避難指示等と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

## 3 避難の誘導

### (1) 避難の種類

避難は、災害の状況等により、次のように区分する。

避難区分	状況	避難先
自主避難	ア 差し迫った危険性はないが、被害の発生が予想される場合	・町内会等が自主的に設定した避難場所 ・避難者数や災害の状況等から市が開設した避難施設
避難指示	ア 被災した場合 イ 災害の危険性により避難指示が出された場合	・災害危険区域等を考慮して市が指定した緊急避難場所 ・災害の危険が継続した場合や住居を失った住民等が一時滞在するため市が開設した避難所
二次避難	ア 一旦避難場所又は避難所に避難させたが、その場が危険になったため、他の安全な避難場所・避難所へ集団で避難する必要がある場合	

### (2) 住民等の避難準備

避難は、要配慮者を優先するものとする。また、避難に当たっては、携行品を制限するよう呼びかける。

### (3) 避難誘導の方法

#### ア 避難経路

避難経路の選定に当たっては、災害の規模、道路・橋りょうの状況、落下物・危険物の状況、火災の延焼拡大等を考慮して、最も安全と思われる経路を選定する。

#### イ 町内会等

町内会等は、地域住民の避難を促し、避難の誘導を図る。

#### ウ 要配慮者の優先・安全確保

住民に対しては、要配慮者の安全確保及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図るよう努める。

#### エ 避難誘導の単位

避難誘導は、町内会等の単位で行う。

### (4) 避難誘導の留意点

避難誘導は、おおむね次のことに留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋りょう、堤防、道路、その他災害の発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定する。

イ 危険な場所には、表示、ロープ等で安全を期し、状況に応じて救助班、消防団員を配置する。

ウ 指示が出された場合は、避難者の安全収容体制を確保するとともに、救助班、消防団員及び警察官が誘導にあたるものとする。

エ 冠水、浸水地にあつては、船艇、ロープ等を使用して安全を期する。

オ 状況により、要配慮者を適切な場所に集合させ、車両等の輸送手段を講ずる。

## 4 指定緊急避難場所の設置

震災時の避難場所は、「巻末資料 指定緊急避難場所一覧」に示す。

## 5 広域一時滞在

災害により、被災した住民が市外の市町村に避難する必要があるときは、市、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在进行を行う（災害対策基本法第86条の8及び9）。

### (1) 広域一時滞在の要請

本市から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

#### ア 県内他市町村への受入要請

##### (ア) 広域一時滞在の要請

市は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町（以下「協議先市町」という。）に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに協議先市町からの通知の内容の公示、避難所の管理者等への通知及び県への報告を行う。

##### (イ) 広域一時滞在の解除

市は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに協議先市町、避難所の管理者等への通知、広域一時滞在の必要がなくなつた旨の公示及び県への報告を行う。

#### イ 県外市町村への要請

##### (ア) 他都道府県への受入れ協議

市は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議するよう求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。

##### (イ) 公共施設等への受入決定

市は、県から被災者を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示、避難所の管理者等への通知を行う。



(ウ) 県外広域一時滞在の解除

市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示、避難所の管理者等への通知、県への報告を行う。

(2) 広域一時滞在の受入

他市町村から本市へ、被災者の一時滞在の受入要請がある場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

ア 受入協議

市は、県内他市町から被災者の受入協議を受けた場合、以下に記載する理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

なお、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

- |   |
|---|
| ① 本市も被災していること。                                    |
| ② 被災者の受け入れに必要となる施設が確保できないこと。                      |
| ③ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。 |
| ④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。  |

イ 受け入れ公共施設等の確保

市は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

ウ 受け入れの解除

県内他市町又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

(3) 費用負担

受け入れに要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。

## 第2 避難所の開設・運営計画

項目	主担当
1 避難所の開設、運営	本部班 管理班 救助班
2 避難所生活環境の整備	清掃班 管理班 救助班 衛生医療班
3 要配慮者支援	援護班 管理班
4 健康管理・精神衛生等	衛生医療班
5 在宅避難者への対応	救助班 衛生医療班 調達班

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急復旧対策を実施しなければならない。特に、被災者の生活支援にかかわる対策については、被災状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進することが重要である。

### 1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

住居等を喪失する等引き続き救助を要する被災者に対して、避難所及び福祉避難所を開設し、収容保護する。福祉避難所は、避難所では日常の生活が困難な要配慮者等を収容保護するため、状況により開設する。

また、必要に応じて、県有施設の提供を県に要請する。

本部班は、避難所を開設した場合は、次の内容を県に報告するとともに、必要に応じて、警察、

消防等防災関係機関に通知する。

〈明記する内容〉

- |   |                |
|---|----------------|
| ア | 開設した日時、場所及び施設名 |
| イ | 収容人数及び収容状況     |
| ウ | 設置期間の見込み       |
| エ | その他必要と思われる事項   |

(2) 避難所の運営

避難所の開設にともない、動員班は管理班及び救助班を中心とした避難所管理職員を各避難所に配置し、住民の協力を得ながら避難所の運営を行う。また、必要により、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

なお、避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても考慮する。各避難所における避難所管理職員の職務は、次のとおりとし、管理班は、各避難所の状況を避難所管理職員から収集、整理し、調整班に随時報告する。

- ア 受付、人員把握に関すること。
- イ 生活必需品、寝具、医薬品等必要最低限の物資を常に管理し、本部との連絡を密にすること。
- ウ 避難住民の名簿を作成（市民と市民以外に区分）すること。
- エ 食料等の受払及び配分に関すること。
- オ 諸記録及び報告に関すること。

- |                     |
|---------------------|
| (ア) 避難状況詳細報告        |
| (イ) 避難所開設状況報告       |
| (ウ) 給食見込み数量・給食人員の報告 |
| (エ) 収容者からの要望事項の報告   |
| (オ) その他必要事項         |

2 避難所生活環境の整備

(1) 避難所自治組織の確保

避難生活が長期化する場合は、町内会、自主防災組織等による自治運営体制を構築する。

避難所管理職員は、自治組織のリーダーの確保、自治組織の整備、ボランティアの協力体制の確保等、被災者の自治運営環境を整備する。

(2) 衛生環境の維持

衛生医療班及び清掃班は、被災者が健康状態を損なわずに生活するために必要な措置等を行う。

また、生活環境を充実させるため、関係各班と連携し、以下の設備等の確保に努める。

〈主な生活環境設整備事項〉

- |                  |              |       |
|------------------|--------------|-------|
| ・炊き出しのための調理設備や器具 | ・燃料          | ・洗濯機  |
| ・畳、パーティション       | ・仮設風呂、シャワー   | ・暖房機器 |
| ・扇風機等の冷房機器       | ・仮設（簡易）トイレ 等 |       |

(3) 清潔保持に必要な知識の普及

管理班及び衛生医療班は、限られた空間の中で、多数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること及びプライバシー保護に関すること等の知識の普及を図る。

(4) 女性への配慮

運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要がある。

このため、女性からの手渡しによる女性用品の配布、女性相談員の配置、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の確保及び防犯対策等を行う。

(5) ペット同行避難者への対応

ペット同行避難者については、生活スペースとは別の場所にペット飼育スペースの確保に努め、飼育ルール等を整備する。

ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で飼養するようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。市は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

### 3 要配慮者支援

要配慮者のうち、特に、一般の避難所での避難生活が困難と思われる高齢者及び障害者等については、状況により福祉避難所に入所させ、避難生活による身体的、精神的負担の軽減を図る。（「第5節 要配慮者支援対策」参照）

### 4 健康管理・精神衛生等

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所を開設して一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生、あるいは、プライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が懸念される。

このため、避難所の生活環境を整備し、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の運営及び健康管理等に十分配慮するものとする。

#### 【活動内容】

- (1) 被災者の健康状態の把握、相談等の対応
- (2) 被災者の精神状態の把握、相談等の対応
- (3) 要配慮者リストの作成
- (4) 児童、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施
- (5) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の開設
- (6) 居住スペース等の衛生環境の確認、清掃等の指導
- (7) 感染症予防等のチラシの作成、避難所の担当班と連携した各避難所への配布、掲示
- (8) 食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供

### 5 在宅避難者への対応

市は、やむを得ない理由で避難所に滞在できない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援を行う（災害対策基本法第86条の7）。

救助班は、町内会等と連携して在宅避難者や自主的な避難所の所在を確認するとともに、衛生医療班及び調達班は、避難所滞業者に準ずる保健サービス、食料及び生活必需品の提供に努める。

## 第4節 津波避難計画

項目	主担当
1 津波警報等の伝達	本部班
2 住民等の避難行動	本部班
3 住民等の避難誘導	本部班

### 1 津波警報等の伝達

- (1) 県は、銚子地方気象台から送られた大津波警報・津波警報・津波注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。
- (2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、住民等への津波注意報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。

  - ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。
  - イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。
  - ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。
  - エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。
- (3) 河川・海岸地域では、市町村、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。
- (4) 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- (5) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

### 2 住民等の避難行動

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

### 3 住民等の避難誘導

- (1) 市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、住民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。
- (2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。
- (3) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、水防団員、警察官、市職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。
- (4) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

## 第5節 要配慮者支援策

項目	主担当	
1 要配慮者の避難支援	本部班	援護班
2 避難所の開設、要配慮者への対応	本部班	援護班 衛生医療班
3 福祉避難所の設置	本部班	施設管理者
4 避難所から福祉避難所への移送	本部班	援護班 衛生医療班
5 被災した要配慮者の生活確保	本部班	援護班 衛生医療班
6 社会福祉施設入所者等の支援	本部班	施設管理者

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

### 1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

#### (1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

#### (2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市が定めるものとする。

#### (3) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

### 2 避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

援護班は、要配慮者の避難状況やニーズを速やかに確認し、社会福祉協議会等の福祉関係団体、町内会・自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得て、次の対策を行う。

ア 福祉避難室、資機材等の確保

必要に応じて高齢者、障害者等の専用スペース（福祉避難室）を確保し、また、障害者用仮設トイレ、ベッド及び医療器具等の必要な資機材を確保する。

イ 食料、医薬品、生活必需品等の確保

要配慮者に配慮した食料、常時必要とする医薬品、介護ケア用品その他の生活必需品等を支給する。

ウ スタッフ（人員）の確保等

必要なケアサービスを確認し、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の専門家の確保を行う。

また、災害相談窓口で家族等からの保健・福祉の相談を受付ける。

(2) 外国人への対応

市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

避難誘導に関しては、地域住民やボランティアの協力を得て、社会福祉施設入所者等に対する避難誘導等と同様に行う。

また、避難生活においては、円滑にコミュニケーションを図るため、通訳等の専門ボランティアの協力を得て、外国人の要望事項を把握するなどして、安全対策に努める。

### 3 福祉避難所の設置

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

【巻末資料 福祉避難所一覧】

### 4 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

### 5 被災した要配慮者の生活確保

市は、応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努める



とともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、保健師等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 6 社会福祉施設入所者等の支援

### (1) 安全確保

各施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等に協力を要請する。

市は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

### (2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等を支給できない場合は、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

## 第6節 消防・救助救急・医療救護活動

### 第1 消防

項目	主担当			
1 消防活動	消防本部	消防団		
2 救助・救急活動	消防本部	衛生医療班		
3 水防活動	消防本部	消防団	土木班	防災関係機関

地震発生による火災、浸水及びこれらによる被害等をできる限り軽減するため、消防機関は、他防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、町内会等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

#### 1 消防活動

##### (1) 初動活動

防災班は、市域において震度5強以上の地震が記録されたとき、又は地震による災害が発生したときは、本計画及び大震消防対策要綱等に基づき体制を整える。

また、勤務時間外における消防職員は、銚子市消防職員非常配備招集要綱に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

##### 〈初動活動の内容〉

ア 海岸線での津波の監視	イ 車両、資機材の安全確保
ウ 全無線局の開局及び点検	エ 被害状況の把握
オ 重要防ぎよ地域の状況把握	カ 消防車、救急車、広報車等の出動準備
キ 气象台への連絡員の派遣	

##### (2) 消防活動

防災班は、次の原則に基づき、全消防力をもって消防活動を行う。なお、地震時の消防活動の原則は以下のとおりである。

##### ア 出火防止

(ア) 地震発生により、火災等の発生が予想される場合は、付近の住民に対し、出火防止の呼びかけをする。

(イ) 火災が発生した場合には、住民の協力を得て、初期消火を図る。

##### イ 消火活動

消防隊の出動不能、又は困難地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消防活動について、消防隊は、消防団等と協力して行う。

##### ウ 情報収集及び伝達

(ア) 火災発見が困難な地区での発見通報に努めるとともに、道路障害の状況、その他必要と思われる情報を収集し、消防本部へ通報する。

(イ) 消防本部からの指示命令を住民に伝達する。

##### エ 救助・救急

救助が必要な者の救出と、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

##### オ 避難誘導

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

##### (3) 消防団活動

消防団は、消防活動の原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを任務とし、消防隊の活動を補完して、大規模地震による二次的な被害の発生及び拡大を最小限にとどめるよう努める。

(4) 市民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合には、直ちに防災班に通報する。

(5) 応援派遣要請

本部長は、市の消防力では対応が困難な場合は、「千葉県広域消防相互応援協定書」、「銚子市消防本部・鹿島南部地区消防本部消防相互応援協定書」に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応ができない場合は、知事に対して、他都道府県への応援の要請を依頼する。

(6) 応援隊の派遣

市域に被害が発生しなかった場合は、「千葉県広域消防相互応援協定書」、「銚子市消防本部・鹿島南部地区消防本部消防相互応援協定書」に基づき、本部長の指示により、他市町村及び他県の被災地に消防隊を派遣し、消防活動を応援する。

## 2 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動の方針

ア 救助・救急活動は、防災班により実施することを基本とする。ただし、災害の状況等により必要な場合は、防災部長の指示に基づき、あらかじめ大震消防対策要綱等で定める編成により、救助・救急活動の強化を図る。

イ 災害の状況に応じて、災害対策本部は、上記にかかわらず、全市総括的な救助・救急の方針を決定し、出動部隊に指示を行う。

(2) 救助活動

ア 火災現場付近等の優先

火災現場及びその付近の救助事故を優先して処理する。

イ 二次災害の防止

余震による再被害又は救助中の二次災害の防止に努める。

(3) 救急活動

ア 搬送の優先順位の決定

多数の傷病者が同時に発生したときには、緊急度分類表によりトリアージ（負傷者選別）を行い、タグを表示して搬送の優先順位を決定し、後方病院への円滑な搬送を行う。

イ 診療体制の把握

医療施設が被害を受け、又は医療従事者が被害を受けるなどにより診療体制が不十分となるおそれがあるため、県の総合防災情報システム等の情報を活用するなどして状況の把握に努め、傷病者の円滑な搬送及び分散搬送を行う。

## 3 水防活動

(1) 市及び水防管理団体の措置

水防管理者は、地震発生時に河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想される場合は、水防計画に基づく監視、警戒、予防、警報、通信、連絡及び防ぎよ体制を強化する。

また、水防活動に当たっては、消防団、復旧部及び堤防等の施設管理者は、警察、消防の各機関及び町内会等と連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおくものとする。

(2) 水防警報の周知

国土交通省及び県から水防警報が発せられたときは、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。



援活動を行うための活動拠点とする。

イ 地域災害医療コーディネーターが地域における救護活動の指揮と調整にあたる。

ウ 合同救護本部の体制整備や地域災害医療コーディネーターの選任等については地域災害医療対策会議において検討する。

## 2 搬送及び後方支援体制

### (1) 搬送体制

傷病者等の搬送は、次のとおり行う。

#### ア 搬送体制の確保

後方医療施設に搬送する場合は、後方医療施設の状況、搬送経路の安全状況等を考慮した上で、次の手段により行う。

(ア) 病院等が所有する搬送車	(イ) 消防機関の救急自動車
(ウ) 市の所有するバス等	(エ) 防災機関等のヘリコプター

#### イ 被災地から救護所まで

原則として、防災班が、警察署、町内会、ボランティア等の協力を得て行う。また、搬送手段は、担架及び救急車両とし、必要に応じて市車両等も利用する。

#### ウ 救護所から市内後方医療施設まで

衛生医療班及び防災班が、防災関係機関の協力を得て行う。また、搬送手段は、原則として救急車両を利用し、必要に応じて市車両等も利用する。

#### エ 市内後方医療施設から災害地域外後方医療施設まで

衛生医療班及び防災班が、防災関係機関の協力を得て行う。また、搬送手段は、原則として救急車両とし、必要に応じてヘリコプター等を利用する。

### (2) 後方支援活動

#### ア 患者受入先病院の確保

(ア) 医療救護所に対応できない重傷者については、被災を免れた市内二次救急病院に搬送し、治療を行い、二次救急病院で治療不可能な患者は、三次救急病院又は災害拠点病院（旭中央病院）に搬送する。

(イ) 市内の医療施設に対応できない場合は、災害地域外救急病院又は災害拠点病院（旭中央病院）に搬送し、入院・治療を行う。

(ウ) 衛生医療班は、被災した病院がある場合は、その入院患者等を転院させる市内外の医療施設を、当該病院の要請に基づき確保する。

### (3) 人工透析患者への対応

慢性的患者のほか、急性的な患者にも人工透析が必要となるため、被災地域内における人工透析患者の状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供する。

## 3 医薬品・資機材の確保

衛生医療班は、あらかじめ保有しておいた医療資機材等及び医薬品を携行する。なお、衛生医療班が使用する医療資機材等及び医薬品が不足する場合は、本部長を通して、県等に供給を要請する。

また、さらに不足する場合は、衛生医療班が銚子市薬剤師会及び医薬品業者へ供給を要請する。

〈県が設置する災害用備蓄医薬品等の備蓄場所及び備蓄数量〉

備蓄数量	備蓄場所	住所	TEL
1セット (500人分)	海匠健康福祉センター (海匠保健所)	清川町 1-6-12	22-0206

#### 4 保健活動

市は、海匠健康福祉センター（海匠保健所）と連携して保健活動チームを編成し、避難所において巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、避難所において、避難所の担当班から避難者の状況を確認するとともに、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を支援し、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、予防活動を継続的に実施する。

また、保健師等が避難所を巡回し、居住スペース等の衛生環境の確認、清掃等の指導を行う。

### 第3 危険物等災害防止対策計画

項目	主担当
危険物等災害防止対策計画	防災班

地震による危険物等災害を最小限にとどめるため、危険物等施設の被害状況を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図り、関係機関が相互に協力し、総合的な被害防止・軽減対策を確立する。

- 1 市及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物及び放射性物質による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、警察等関係機関とも十分連携し、応急対策を実施する。
- 2 災害規模の状況を判断し、必要に応じ、相互応援協定によって近隣市町村及び県知事に対し応援を要請する。
- 3 施設の責任者は、関係機関に対して直ちに通報・連絡するとともに、各種防災設備を活用し、初期防除を実施する。
- 4 海上への油流出事故等の通報を受けた場合、又は認知した場合についても、海上保安庁等に通報するとともに、これらの防除作業に協力援助する。
- 5 危険物積載船舶による事故が発生した場合、又はその事故が沿岸部に影響を及ぼすおそれがある場合は、海上保安庁がとる措置に協力する。

〈関係機関の措置〉

関係機関名	措置
市	ア 避難区域内住民に対する避難指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 広報 カ 関係機関との連絡
警察	ア 発生事故通報の関係機関への連絡 イ 市長が実施できないとき、又は市長から要求があったときの避難指示 ウ 避難路の確保 エ 避難誘導 オ 避難区域内への車両の交通規制、警備 カ 広報 キ 救出救護活動

県	ア 関係機関への指示及び連絡調整 イ 市への指導・助言
関係団体	ア 発災現場における専門的・技術的災害排除活動への協力 イ 消防・警察・市への情報提供
その他関係機関	医療・衛生・飲料水・炊き出し等



## 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

### 第1 警備・交通規制計画

項目	主担当
警備・交通規制計画	警察署 道路管理者

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

#### 1 震災警備計画

##### (1) 震災警備の任務

警察は、震災が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、震災の発生を防ぎよし、震災の拡大を防止するため、住民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通の規制等の応急対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持にあたる。

##### (2) 警備体制の発令

警察本部長は、次により必要な警備体制を発令する。なお、警察署長は、管内の実情に応じて、本部長の発令前に必要な体制をとることができる。

###### ア 準備体制

(ア) 津波注意報が発表された場合

(イ) 判定会招集連絡報を受理した場合

###### イ 警戒体制

(ア) 津波警報、大津波警報が発表された場合

(イ) 東海地震の警戒宣言が発令された場合

###### ウ 発災体制

地震（地震に伴う火災及び津波を含む。）による被害が発生した場合

##### (3) 災害警備本部の設置

警戒体制を発令した場合は、災害警備本部体制等を設置して、指揮体制を確立する。

##### (4) 警備活動要領

###### ア 準備体制下の活動

(ア) 連絡室又は対策室要員の参集

(イ) 津波注意報の伝達

(ウ) 判定会委員への便宜供与

(エ) 震災情報の収集及び伝達

(オ) 関係機関との連絡

(カ) 通信機材・装備資器材の準備

###### イ 警戒体制下の活動

(ア) 対策室要員若しくは警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集

(イ) 津波警報の伝達

(ウ) 避難の指示、警告又は誘導

(エ) 警備部隊の編成及び事前配置

(オ) 通信機材・装備資器材の重点配備

(カ) 補給の準備

(キ) 通信の統制

(ク) 管内状況の把握

(ケ) 交通の規制

(コ) 広報

ウ 発災体制下の活動

(ア) 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集（震度6弱以上の地震が県内で発生したときは、発災体制発令の有無にかかわらず、原則として全職員が自主参集する。）

(イ) 人命の救助

(ウ) 被害情報の収集及び報告

(エ) 交通規制

(オ) 犯罪の予防

(カ) 死体の検視

(キ) 広報

(ク) 補給の実施

(ケ) 警備部隊の応援要請

(コ) 通信機材・装備資器材の支援要請

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

ア 被害状況等のまとめ

イ その他必要な事項

## 2 交通規制計画

大地震が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て、規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容の周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域にかかる災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(2) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で、道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記(1)イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることに

より、災害応急対策の実施に著しい支障が生じおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定により、警察官がその場にいない場合に限り、前記(3)イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前記アの命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

### 3 交通規制の指針

(1) 交通規制の対象となる道路は、主として「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

(2) 前記2(1)イの緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(3) 緊急交通路を確保するため、原則として、被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(4) 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。

(5) 直下型地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

イ 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

(6) 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

### 4 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供は交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

### 5 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

ア 車両を道路外の場所に置くこと。

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるかぎり道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

## 6 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

## 第2 緊急輸送計画

項目	主担当
1 緊急輸送道路の確保	道路管理者 警察署 防災関係機関
2 緊急通行車両の確認	警察署 本部班
3 海上輸送・ヘリコプター輸送	本部班 防災関係機関
4 車両等の確保	本部班

災害応急対策は、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。このため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路作業を行い、震災時の緊急輸送を効率的に行う。

また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、輸送路の確保、被災地及びその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

### 1 緊急輸送道路の確保

大規模な地震が発生した場合、土木班は、市域内の緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握し、緊急輸送道路を確保するため、次のことを実施する。

なお、緊急輸送道路の啓開を優先し、順次その他の道路の啓開を行うこととする。

(県指定緊急輸送道路)

分類	路線名
1次路線	国道124号、国道126号、国道356号
2次路線	主要地方道銚子停車場線、県道外川港線、県道銚子公園線、県道愛宕山公園線

- (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部へ報告する。
- (2) 本部から指示された道路を確保する。ただし、被害の状況により応急復旧が不可能と判断したときは、銚子警察署等と連絡の上、通行止め等の必要な措置をとる。
- (3) 人員、車両、資機材等に不足があるときは、他部への応援要請又は「第9節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援」に基づく応援要請を求める。
- (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令することができる。
- (5) 運転者の不在時等は、自ら車両の移動等を行う。その際、やむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (6) (4)又は(5)の措置のためやむを得ない必要がある場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分することができる。
- (7) 緊急輸送道路の確保作業が完了したときは、速やかに本部にその旨を報告する。

### 2 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急通行車両標章及び確認証明書の交付

ア 車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。

ウ 交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。なお、確認証明書は、当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

#### (2) 緊急通行車両等の事前届出

ア 事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とし、当該車両の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。

イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。

ウ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警察本部、警察署又は交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

### 3 海上輸送・ヘリコプター輸送

#### (1) 応急海上輸送

関東運輸局千葉海運支局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者・救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、千葉県災害対策本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。また、海上輸送拠点として、港湾及び漁港を確保する。

なお、銚子漁港が海上輸送拠点として県地域防災計画で指定されている。

#### (2) 応急ヘリコプター輸送

災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者・救援物資等のヘリコプター輸送を必要とする場合において、本部長は、知事を通じて自衛隊の応援派遣要請を行うほか、必要に応じて、民間航空会社等にヘリコプター輸送の協力を依頼するものとする。

### 4 車両等の確保

#### (1) 車両等の調達

本部班は、災害対策にあたり、市保有全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。車両に不足が生じる場合は、市内の運送業者から車両を調達する。

また、必要に応じて、県に対し車両のあっせんや調達を要請する。

#### (2) 車両等の配車

災害時における各班の分掌事務が効率的に行われるように、本部班において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

#### (3) 優先給油の要請等

千葉県石油協同組合銚子支部等に、災害対策車両へ優先して給油するよう要請する。また、ガソリンスタンドでの割り込みに支障がないよう、災害対策車両にはその旨を示すステッカー等を表示する。

## 第8節 救援物資供給活動

### 第1 生活救援物資の供給計画

項目	主担当
1 食料の供給	本部班 調達班
2 生活必需品の供給	調達班
3 応急給水の実施	給水班
4 物資の集積・配送体制の確保	本部班 調達班

災害により、生活を維持するために必要な物資の確保が困難になった場合でも、市民の基本的な生活は確保されなければならない。

このため、食料、飲料水、生活必需品等の生活救援物資について、適切な需要の把握を行うとともに、迅速な供給活動を行う。

#### 1 食料の供給

災害により、食料の流通機能が寸断された場合、又は自宅で炊飯ができない状態にある場合は、被災者に対して緊急的な炊き出しを行う。

##### (1) 食料供給の実施の決定

###### ア 実施者

本部長は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、必要と認められるときは、食料供給の実施を決定する。

また、市自らの能力では実施不可能な場合は、応援協定に基づき、他市町村、県、国その他関係機関への応援要請を行い、食料供給を実施する。

###### イ 対象者

食料の給与対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住宅が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等のため炊事のできない者
- (ウ) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (エ) 被災地において救助作業措置その他応急復旧作業に従事する者

##### (2) 食料の給与

ア 給与する食料は、災害発生第1日目（3食）は、市の備蓄食料とする。

イ 第2日目以降は、できる限り弁当、パン又は米飯の炊き出し等により行う。

ウ 乳幼児に対しては、粉乳を給与する。

エ できる限り高齢者、障害者等に配慮した食事を提供する。

##### (3) 炊き出しの実施

教育班は、必要に応じ、銚子市赤十字奉仕団、町内会等の協力を得て、学校給食センター等の施設及び非常用炊飯設備を利用して炊き出しを行う。

##### (4) 食料の調達

###### ア 米穀の購入

炊き出しを行うための米穀が必要な場合は、米穀の必要量を把握し、市内の米穀販売業者から購入する。

また、不足する場合は、知事又は農林水産省政策統括官へ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領により政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。この場合、農林水産省から緊急引渡しを指示された政府所有米穀を管理する受託事業者からの米穀の受領は、市から事業者へ運搬車両等を派遣して行う。

#### イ 食品の調達

市は、備蓄食料を活用するほか、必要に応じて災害協力の協定団体、農業協同組合、商工会議所等の協力を得て調達するものとする。

#### (5) 食料の輸送

調達した物資は、供給先の避難所まで輸送するよう調達先の団体等に要請する。

ただし、調達先が輸送できない場合、物資集積拠点（「4. 物資の集積・配送体制の確保」参照）までの輸送となる場合は、運送業者等に輸送を要請する。

#### (6) 給与の費用及び期間

食料等の給与のため支出する費用及び給与の期間は、千葉県災害救助法施行細則の定めるところによる。

#### (7) 災害応急対策上必要な場合の取扱い

災害救助法が適用されない場合で、本部長は、災害応急対策上必要があると認めるとき、災害救助法の定める費用及び期間の範囲を参考に、食料等の給与を行う。

## 2 生活必需品の供給

災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことができない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な者に対し、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

### (1) 生活必需品の供給・給与の実施の決定

#### ア 実施者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、必要と認められるときは、本部長が実施を決定する。

また、市自らの能力では実施不可能な場合は、応援協定に基づき、他市町村、県、国その他関係機関へ応援要請を行い、生活必需品の供給を実施する。

#### イ 対象者

生活必需品の供給・給与の対象者は、次のとおりとする。

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住宅が被害を受けた者で、全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により生活が困難なもの

#### ウ 給付内容

生活必需品の範囲は、以下の品目を目安とする。

#### 〈給与及び貸与品目〉

(ア) 寝具	-----	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
(イ) 外衣	-----	洋服、作業衣、子供服等
(ウ) 肌着	-----	シャツ、パンツ等の下着類
(エ) 身の回り品	-----	タオル、サンダル、傘等
(オ) 炊事道具	-----	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
(カ) 食器	-----	茶碗、皿、はし等
(キ) 日用品	-----	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
(ク) 光熱材料	-----	マッチ・ライター、プロパンガス等
(ケ) その他		

### (2) 生活必需品の確保

市は、備蓄品の活用を図るほか、必要に応じて災害協力の協定団体や商工会議所等の協力を得て調達するものとする。

### (3) 生活必需品の輸送

調達した物資は、供給先の避難所まで輸送するよう調達先の団体等に要請する。



ただし、調達先が輸送できない場合、物資集積拠点（「4. 物資の集積・配送体制の確保」参照）までの輸送となる場合は、運送業者等に輸送を要請する。

(4) 支給の費用及び期間

物資等の支給のため支出する費用の範囲及び支給の期間は、千葉県災害救助法施行細則の定めるところによる。

災害救助法が適用されない場合で、本部長は、災害応急対策上必要があると認めるときは、災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を参考に物資等の支給を行う

### 3 応急給水の実施

応急給水は、水を得ることができない者を対象に、最小限必要な量の飲料水を供給する。

(1) 応急給水の実施の決定

本部長は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、必要と認められるときは、応急給水の実施を決定する。また、市自らの能力では実施不可能な場合は、応援協定に基づき、他市町村、県、国その他関係機関への応援要請を行い、応急給水を実施する。

(2) 給水の対象者

ア 飲料水の供給は、災害のために水道、井戸等の施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は断水したため、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 生活用水の供給は、水道等の施設の破壊又は断水等により現に生活用水を得ることができない世帯に対して行う。

ウ 医療用水の供給は、水道、井戸等の施設が破壊され、医療用水が汚染し、又は断水したため、現に医療用水を得ることができない医療機関に対して行う。

(3) 給水量

ア 飲料水は、1日1人当たり3ℓとする。

イ 生活用水は、災害の状況及び飲料水の給水状況により給水可能な量とする。

ウ 医療用水は、医療機関等の要請に基づく必要量とする。

(4) 給水の順位及び給水上の配慮

ア 飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとする。

(ア) 医療機関、救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設

(イ) 避難所及び給食調理施設

(ウ) 一般給水拠点

イ 給水に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

(ア) 要配慮者及び負傷者等に対する配慮

(イ) 給水の迅速性、確実性、公平性の確保

(ウ) 衛生上の配慮

(5) 応急給水活動の実施

ア 給水所の設定

給水は、原則として各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定して、給水車等での浄水の供給による拠点給水方式で行う。

また、給水所の設定は、避難場所、避難所、公園等に状況に応じて設定する。

イ 給水所の周知・広報

給水部長は、総括部長に被災地域の住民への給水所の設置状況の周知・広報を要請する。また、設定した地点には、「給水所」と表示する。

ウ 給水

給水に当たって、住民は、ポリタンクやバケツ、水袋等を各家庭において用意し、持参する。

給水は、消防団、町内会等の協力を得て、給水班が行う。

(6) 仮設給水栓等からの応急給水

地域の被害状況に応じて、被害を受けていない管路から仮配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置して給水する。

仮設給水栓の設置場所の選定に当たっては、本部長が、給水班からの被害状況報告をもとに判断する。

(7) 給水費用及び期間

飲料水の供給を実施するため支出する費用及び供給する期間は、千葉県災害救助法施行細則の定めるところによる。

災害救助法が適用されない場合で、本部長は、災害応急対策上必要があると認めるときは、災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を参考に給水を行う。

#### 4 物資の集積・配送体制の確保

食料や物資等を避難所等へ直接輸送できない場合は、物資集積拠点（候補施設：市立銚子高校野尻校舎）を開設して物資を受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。

なお、県が物流事業者等と連携して広域物資拠点を設置した場合は、これと連携して物資の供給管理を行うものとする。

また、避難所等への配送には運送事業者の協力を得るほか、必要に応じて荷役作業等についてボランティア等の協力を得るものとする。

## 第2 救援物資、燃料等の確保

項目	主担当
1 救援物資の募集・受入	本部班 調達班
2 燃料の確保	本部班 調達班

### 1 救援物資の募集・受入

#### (1) 救援物資の募集

本部長は、備蓄や調達によっても食料及び生活必需品が不足する場合には、必要な物資を広く募集する。この際、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

ア 必要とする物資の内容、量、送付方法（梱包時の品名の表示等）などを明らかにし、ホームページや報道機関等を活用して募集する。

イ 原則として企業、団体等からの大口の物資を優先して受け入れる。

ウ 物資が充足した時点で、募集を打ち切り、その旨を広報する。

#### (2) 救援物資の受入

調達班は、物資提供の応募を受け付け、必要な時期に必要な物資等を供給するよう、応募者に要請する。

### 2 燃料の確保

調達班は、災害対策本部や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、また、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合、千葉県石油協同組合銚子支部、千葉県LPガス協会銚子支部、ちばみどり農業協同組合等に燃料の供給を要請する。

なお、地域内での確保が困難な場合は、国や県等に要請する。

## 第9節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援

### 第1 応援・派遣要請計画

項目	主担当
1 国に対する応援要請	本部班
2 県に対する応援要請	本部班
3 他市町村に対する応援要請	本部班
4 他消防機関に対する応援要請	防災班
5 水道事業者との相互応援	給水班
6 民間団体との連携	援護班

本部長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、必要事項を明確にし、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。また、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協力協定に基づき、迅速・的確な応援・派遣要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

#### 1 国に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

#### 2 県に対する応援要請

##### (1) 応援要請手続き（応援措置、資機材、装備類等の要請）

災害対策基本法第68条の規定により、知事に応援要請をする場合は、本部長が文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

##### (2) 応援要請の事項

要請は、次の事項をあらかじめ明らかにした後行う。

ア 被害の状況	イ 応援を要請する理由
ウ 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量	エ 応援を必要とする場所
オ 応援を必要とする活動内容	カ その他必要な事項

〈県応援要請先〉

区分		連絡先
県配備体制設置前	勤務時間内	危機管理課（災害対策室）
	勤務時間外	消防課（防災無線統制室）
県配備体制設置後	本部設置前	消防課（防災無線統制室）
	本部設置後	県災害対策本部

##### (3) 職員のあつせん時に必要な事項

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対して、指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

ア 派遣のあつせんを求める理由	イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
ウ 派遣を必要とする理由	エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項	

### 3 他市町村に対する応援要請

#### (1) 相互応援協力の実施

本部長は、市域に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、あらかじめ締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）等に基づき、他市町村に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

#### 〈応援要請文書の記載事項〉

ア 被害の状況
イ 応援の種類
ウ 応援の具体的な内容及び必要量
エ 応援を希望する期間
オ 応援場所及び応援場所への経路
カ その他必要事項

また、本部長は、隣接市町村等から応急措置を実施するため応援を求められた場合は、特別の理由がない限り、所要の職員を派遣する等の応援を行う。

#### (2) 応援受入体制の確保

他市町村等関係機関との連絡を速やかに行うため、本部班が連絡窓口となり、連絡調整にあたる。受入場所（候補施設：前宿町公園、市立銚子高校グラウンド）については、受入時に協議する。

#### (3) 経費の負担

応援に要した費用は協定内容等に基づき、経費の負担を行うものとする。

### 4 他消防機関に対する応援要請

#### (1) 応援要請の実施

本部長は、市域に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、あらかじめ締結した「千葉県広域消防相互応援協定書」（平成4年4月1日）及び「銚子市消防本部・鹿島南部地区消防本部消防相互応援協定書」（昭和45年4月1日）に基づき、他市町村の消防機関に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

#### 〈応援要請文書の記載事項〉

ア 災害の種別	イ 災害発生場所
ウ 応援を要請する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量	エ 応援受入場所
オ その他必要な事項	

#### (2) 応援受入体制の確保

応援消防機関との連絡を速やかに行うため、防災部防災班が連絡窓口となり、連絡調整にあたる。また、応援消防機関からの応援を速やかに受け入れる。

#### 〈集結場所〉

受入方面	道路別	集 結 場 所	責任者
茨城県側	国道124号 (銚子大橋)	銚子市唐子町31-2 銚子中学校校庭	銚子市消防本部 消防総務課長
千葉県 東庄町側	国道356号	銚子市桜井町 桜井町公園駐車場	銚子市消防本部 予防課長
千葉県 旭市	国道126号	銚子市八木町1777-1 ジオパーク・芸術センター	銚子市消防本部 消防総務課長

〈宿泊可能場所〉

名 称	住 所	電話番号	収容可能人員
消防本部	唐子町 371-2	22-0119	50人
勤労コミュニティセンター	若宮町 1-1	24-8181	50人
スポーツコミュニティセンター	西小川町 5000	24-4811	230人
西部集会所	芦崎町 148		50人

(3) 費用の負担

応援に要した費用は、「千葉県広域消防相互応援協定書」及び「銚子市消防本部・鹿島南部地区消防本部消防相互応援協定書」に基づき費用の負担を行うものとする。

5 水道事業体との相互応援

本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定書」（平成7年11月2日）に基づき、県の調整により他の事業体等に応援要請を行う。

6 民間団体との連携

(1) 民間団体に対する協力依頼

本部長は、市域に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、町内会、各事業所及びボランティア等の民間団体に協力を依頼する。

(2) 活動内容

民間団体の主な活動内容は、次のとおりとし、実際に作業を依頼する場合は、その団体と協議の上、活動内容を決定する。

- ア 災害現場における応急措置、患者の搬出及び危険箇所の発見、連絡に関すること。
- イ 救護所の設置に必要な諸準備及び救護所における患者の世話に関すること。
- ウ 被災者に対する炊き出し、給水等に関すること。
- エ 関係機関が行う被害調査、警報、伝達の連絡等に関すること。
- オ その他災害救助活動上必要なこと。

7 受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。

第2 被災市町村への応援

項 目	主担当
被災市町村への応援	本部班

市は、他市町村において大規模な災害が発生し、応援が求められると予想される場合、迅速に応援体制を確立する。

1 初動

(1) 職員の参集

他の地方公共団体の区域内に震度5強以上の地震、大規模な津波被害等が発生した場合、危機管理室職員のうちあらかじめ指定された職員は速やかに参集する。

(2) 情報収集活動

参集した職員は、被災した地方公共団体の災害規模、被害状況等の情報の収集活動を行う。

なお、激甚な被害により被災地が混乱し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合は、被災地に先遣隊職員を派遣し、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行う。

## 2 応援派遣の決定

- (1) 市長は、国、県又は被災した地方公共団体からの応援派遣要請があった場合、特別な理由がない限り応援派遣を行う。
- (2) 市長は、応援協定の締結されている地方公共団体については、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。

## 3 応援派遣の実施

- (1) 応援の内容
  - ア 災活動要員の派遣  
市は、要請のあった人員について、職員を派遣する。
  - イ 物資・資機材の供与  
市は、要請のあった物資、資機材について、備蓄物資・資機材から、又は調達して供与する。
  - ウ その他  
市は、その他要請のあった事項について、可能な限り応じるよう努める。
- (2) 応援の準備  
応援派遣に当たっては、食料、飲料水及び車両等活動に必要な装備を準備するとともに、宿泊所等の手配を行うなど自己完結的な活動が行えるよう努める。
- (3) 指揮命令  
応援派遣部隊は応援を要請した地方公共団体の長等の指揮下において活動する。
- (4) 派遣職員のバックアップ等  
派遣職員の疲労やストレスを考慮し、派遣ローテーションの調整や心のケアを適切に行う。

## 4 総合応援体制の確保

広域的な激甚災害により、職員の派遣のほか、被災者の受入れ、救援物資等の支援等、総合的な被災地支援を必要とする場合は、被災地復興支援本部を設置する。

被災地復興支援本部は、被災地のニーズと本市の対応能力等を踏まえて、適宜組織することとする。

- (1) 避難者の受入  
被災地から被災者を受入れる場合は、一時滞在施設を開設し、避難生活に関わる相談窓口の設置、生活必需品の提供等の支援に努める。  
その他、被災地から市内に避難した被災者についても、広報、マスコミ等を通じてその所在を把握し、情報提供等を行う。
- (2) その他  
被災地支援のための救援物資、義援金等の募集及び取扱い等は、本市が被災した場合の応急対策に準じて行う。

## 5 経費の負担

応援派遣に係る経費は、原則として応援を要請した地方公共団体の負担とする。

## 6 法令又は個別計画に基づく応援派遣

関係法令又は個別計画に基づく応援派遣については、それぞれの法令又は個別計画に基づいて行う。



## 第10節 自衛隊への災害派遣要請

### 第1 自衛隊への災害派遣要請

項目	主担当
自衛隊への災害派遣要請	本部班

#### 1 自衛隊災害派遣要請

##### (1) 災害派遣要請依頼手続き

ア 自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として本部長が知事に対して行うものとする。

イ 本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線電話又は一般加入電話等により依頼するものとする。

なお、この場合においては、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、知事に依頼する時間的余裕がないとき、又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接、最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

提出（連絡）先	千葉県 防災危機管理部危機管理課
提出部数	1部
明記する事項	(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

ウ 海上における災害に関する自衛隊の派遣要請については、ア及びイによるほか、「海上保安庁と防衛庁との海上における災害派遣に関する協定」（昭和34年2月12日）により、銚子海上保安部長が行う。

##### エ 要請文書のあて先

要請先	あて先	所在地
陸上自衛隊	高射学校長	〒264-0021 千葉市若葉区若松町 902
	第1空挺団長	〒274-0077 船橋市薬円台 3-20-1
	第1ヘリコプター団長	〒292-0065 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2211 松戸市五香六実 17
海上自衛隊	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-0931 東葛飾郡沼南町藤ヶ谷
	第21航空群司令	〒294-0033 館山市宮城無番地
航空自衛隊	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山 2-3



オ 緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電話番号 ( )は時間外	NTT 災害応急 復旧用無線電話	県防災 行政無線		
		時間内 (8:30- 17:00)	時間外					
県内	陸上 自衛隊	高射学校 (下志津)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	043-422-0221 内線 205、207(302)	01401-2602	631-721 631-724当	
		第一空挺団 (習志野)	第3科長	駐屯地 当直司令	047-466-2141 内線 230、231(302)		632-721	
		第一ヘリコプター 団 (木更津)	第3科長	駐屯地 当直司令	0438-23-3411 内線 203、215(302)		633	
		需品学校 (松戸)	総務部 司令業務室長	駐屯地 当直司令	0473-87-2171 内線 231、232(302)		636-721	
	海上 自衛隊	海上自衛隊下総 航空基地	司令部 運用幕僚	群 当直幕僚	0471-91-2321 内線 2420(2424)		635-723	
			司令部 運用幕僚	群 当直士官	0471-91-2321 内線 2420(2424)		635-721	
		第21航空群 (館山)	司令部 運用幕僚	群 当直士官	0470-22-3191 内線 213、413(222)		634-721 634-723	
	航空 自衛隊	第四補給処木更 津支所(木更津)	企画課長	当直幹部	0438-41-1111 内線 207(225)		638-721 638-724当	
	県外	陸上 自衛隊	第一師団司令部 (練馬)	第3部長 防衛班長	司令部 当直室	03-3933-1161 内線 230、238(207)		
			東部方面航空隊 (立川)	第3科長	駐屯地 当直司令	042-524-9321 内線 203(302)		
海上 自衛隊		横須賀地方總監 部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室長	作戦室 当直幕僚	0468-22-3500 内線 2213(2222)		637-721 637-723	

注 緊急の人命救助を必要とする場合には、救護用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

(ア) 陸上自衛隊 東部方面航空隊 (東京都立川駐屯地)

(イ) 海上自衛隊 第21航空群 (千葉県館山市)

(2) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として、人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、事態やむを得ないと認めるもので、他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

〈自衛隊の派遣活動項目〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発せられ、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の 捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具 (空中消火が必要な場合は航空機) をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

項 目	内 容
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### (3) 自衛隊受入体制の確立

#### ア 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

#### イ 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次により計画を策定するとともに、作業実施に必要とする資材を準備し、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を速やかにとるものとする。

(ア) 作業箇所及び作業内容	(イ) 作業箇所別必要人員及び必要器材
(ウ) 作業箇所別優先順位	(エ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
(オ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所	

### (4) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

#### ア 宿泊可能施設

学校名	所在地	電話番号	宿泊場所	畳数
第一中学校	明神町 1-1	22-1273	教室	30
第二中学校	犬吠埼 10292-49	22-1360	教室	45
第三中学校	東小川町 2348	22-3300	武道館	50
銚子中学校	唐子町 31-2	22-0147	屋内運動場	30
銚子西中学校	長塚町 3-620	22-1469	教室	36
市立銚子高等学校	春日町 2689	25-0311	屋内運動場	79
県立銚子商業高等学校	台町 1781	22-5678	柔道場	77
			合宿場その他	106
県立銚子高等学校	南小川町 943	22-6906	合宿所	50
			作法室	27

#### イ ヘリコプターの受入れ

本市におけるヘリポートの予定地は次のとおりとし、災害発生現場の状況により本部長が決定する。

〈ヘリコプター受入予定場所〉

離発着場所名称	所在地	座 標 (世界測地系)	施 設 管理者	幅×長さ (m)	区分	最寄り 消防署から
高神小学校	犬吠埼 10222-1	N 35° 42' 06" E140° 51' 28"	学校長	90×70	中	4分
旧第六中学校	野尻町 553	N 35° 45' 52" E140° 45' 27"	学校長	60×50	中	4分
旧第七中学校	笹本町 860-2	N 35° 47' 24" E140° 42' 56"	学校長	90×80	中	6分
地域交流センター 銚子芸術村	八木町 1777-1	N 35° 42' 28" E140° 44' 33"	市 長	80×50	中	15分
県立銚子商業高等 学校	台町 1781	N 35° 43' 09" E140° 49' 36"	学校長	150×100	大	7分
桜井町公園	桜井町 61-1	N 35° 47' 52" E140° 43' 17"	市 長	120×100	大	5分

注1：ヘリポートの表示は、石灰で書いた半径5m程度の円内にHの印（H）で行い、発煙筒による合図又は大旗を振る等により明示するものとする。

注2：離着陸における所要地積の区分は次のとおりとする。

大：大型ヘリコプター 100m×100m以上

中：中型ヘリコプター 50m×50m以上 100m×100m未満

小：小型ヘリコプター 30m×30m以上 50m×50m未満

注3：患者の輸送の場合は、医師又は看護師をできるだけ同乗させること。

(5) 災害派遣部隊の撤収

本部長（市長）は、災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議し、知事に対して文書（別記様式第2号）により行うものとする。

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

【経費の内容】

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

【巻末資料 自衛隊災害派遣の要請・撤収依頼書】

## 第11節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項目	主担当
1 児童・生徒の安全確保	教育班
2 応急教育	教育班
3 応急保育	援護班

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会及び県教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全確保と応急教育の実施に努める。

### 1 児童・生徒の安全確保

#### (1) 情報等の収集・伝達

##### ア 災害情報の収集

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、学校教育課長を通じ、学校長に対して災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

##### イ 災害情報の伝達

学校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかに教職員に伝達するとともに、自らラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

また、児童・生徒への伝達に当たっては、不安及び混乱を防止するよう配慮する。

##### ウ 災害情報の報告

学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を本部長及びその他関係機関に報告する。

#### (2) 児童・生徒等の避難等

##### ア 避難の指示

学校長は、的確に災害の状況を把握し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

##### イ 避難誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するため、定める計画に基づき誘導する。

##### ウ 下校時の危険防止

学校長は、下校時における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を行う。

##### エ 校内保護

学校長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。この場合、速やかに県や町に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携して共通理解を図っておくものとする。

##### オ 保健衛生

学校長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を行う。

#### (3) 休校措置

##### ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。

##### イ 登校前の措置

児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、直ちに電話等の手段により、保護者又は児童・生徒に連絡する。

## 2 応急教育

### (1) 教育施設の確保

市教育委員会及び県教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保し、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講ずる。

#### ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、体育館等の使用可能施設を利用する。付近に利用できる公共施設等があれば、それらを利用する。

#### イ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

焼失、倒壊等の根本的な改築を要する大規模被害を受けて、早急に復旧対策が得られない場合は、通学可能な被害を受けていない学校あるいは公共施設等を利用する。

#### ウ 特定の地区が全面的に被害を受けた場合

被災児童・生徒を把握し、被害を受けていない近隣の学校の規模等を考慮の上、分散授業を行う。

#### エ 応急仮設校舎の建設

被害を受けていない学校及び公共施設等の利用ができない場合は、応急仮設校舎を建設する。

### (2) 教職員の確保

災害による事故その他の理由により人材不足が生じた場合は、各校相互に援助し合うほか、千葉県教育委員会と協議を行い、教職員の確保に努める。

### (3) 教科書・学用品等の給与

#### ア 実施機関

学用品の給与は、災害救助法適用の有無にかかわらず、本部長が行う。

#### イ 災害救助法による学用品の給与

災害救助法を適用した場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるものとする。

### (4) 授業料等の免除・育英補助の措置

#### ア 市

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、あらかじめ必要な計画を策定しておく。

#### イ 県

##### (ア) 授業料の免除

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規定の措置をとり、減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱（昭和51年千葉県告示第680号）に基づき助成する。

##### (イ) 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸し付けをし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還を猶予することができる。

### (5) 避難所との共存

本部長は、教育施設を避難所として利用する場合は、被害の状況を考慮し、避難所として供与する施設、設備等の安全点検を実施し、避難所の総括責任者に必要な指示を与える。また、避難生活が長期化する場合は、教育施設の利用について、教育部、復旧部、総括部その他関係機関と避難生活支援体制や応急教育体制等について協議、調整するものとする。

### (6) 学校給食対策

応急教育を再開したときは、次の場合を除き、速やかに給食が実施できるよう措置する。ただし、献立、配給、配膳等給食の実施方法については、そのときの状況により教育部が別に定めるものと

する。

- ア 感染症の発生、その他危険が予想される場合
- イ 災害により給食物資が入手困難な場合
- ウ 学校給食センター等が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合
- エ 学校給食センターが被災し、給食の実施が不可能となった場合
- オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

### 3 応急保育

市は、保育所（園）の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、あるいは交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所（園）で保育する。

また、被災者を支援するため、被災者の園児等を一時的に預かる応急保育を実施する。なお、児童クラブ及び民間保育園に対しては、児童及び園児等の安全を確保するために必要な措置を講じるよう依頼する。

市は、災害の状況により、被災した保育所（園）の職員及び園児等に対し感染症予防対策並びに健康診断、心のケアについて、海匝健康福祉センター（海匝保健所）及び関係機関等と協議し実施する。

## 第12節 帰宅困難者等対策

### 第1 帰宅困難者等対策

項目	主担当
帰宅困難者等対策	本部班

地震の発生による公共交通機関の停止等による混乱防止、一斉帰宅の抑制、緊急車両の通行障害の防止等を図るため、駅等を中心とする市街地等に滞留する帰宅困難者及び滞留者への対応を次のとおり実施する。

#### (1) 避難誘導等

海岸及び駅、ホール等、不特定多数の者が利用する施設及び観光施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止し、また、一斉帰宅を抑制するため、自らの施設の安全を確認し、従業員や施設利用者、観光客等を留置きするものとする。

市は、必要に応じて地域の避難所等を一時滞在施設（候補施設：双葉小学校、銚子中学校）に指定し、施設管理者や警察署と連携して滞留者を誘導するものとする。

#### (2) 情報等の提供

市は、公共交通機関及び県と協力して帰宅困難者等に関する情報を収集し、帰宅困難者の帰宅支援に資する公共交通機関や道路状況等の情報の提供を行う。

#### (3) 高齢者・障害者等への対策

市は、県及び運送事業者等と協力して、徒歩帰宅が困難な高齢者・障害者等の避難所の確保や輸送対策等に努める。

#### (4) 市外からの通勤・通学者、観光客等への対策

企業、学校、観光施設の管理者等は、通勤・通学者及び観光客等を施設内に留まらせ、被災状況等を踏まえ一斉帰宅を控えることとする。

市は、被害状況や交通機関の復旧状況、道路の渋滞及び交通規制などの情報を提供し、通行及び道路の安全等が確保できた時点で順次帰宅するよう要請することとする。

#### (5) 帰宅手段の確保

市は、各公共交通機関と連携をとり、利用者及び乗客の誘導先・誘導方法等の情報提供をするとともに、振替輸送について検討する。

振替輸送が確保できた時点で、混雑を避けるため避難所及び一時避難所に対して段階的に情報を提供し、避難所単位や帰宅エリア単位等で帰宅困難者が混乱しないよう配慮する。



## 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

### 第1 清掃・防疫・障害物の除去計画

項目	主担当
1 ごみ・災害廃棄物処理作業	清掃班 関係事業者
2 し尿処理作業	清掃班 関係事業者
3 防疫作業	衛生医療班 関係事業者
4 障害物の除去作業	土木班 各施設管理者

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、住民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、災害時の処理施設の被害及び通信・交通の混乱等を十分考慮した上で、同時に発生する多量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

#### 1 ごみ・災害廃棄物処理作業

災害時には、通常の処理が困難になった生活ごみや避難所生活に伴い発生するごみのほか、被害を受けた建物等の解体撤去に伴い発生する廃材やがれきなどの災害廃棄物が多量に排出される。

このため、これらのごみや災害廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全に努める。

##### (1) ごみ処理

##### ア ごみ集積所

ごみの集積所は、次のとおりとする。

(ア) 平常時の集積所又は清掃班が被災状況を勘案し、臨時に指定した場所

(イ) 避難所

##### イ 収集の方法

排出されたごみは、場所、量に応じて市車両及び委託収集業者の協力による収集車等を使用し、迅速に処理する。

##### ウ 処理施設等

(ア) ごみ処理施設は、原則として次の施設で処理を行う。

名称	位置	処理能力
東総地区クリーンセンター	野尻町 1678-1	198t/日
東総地区クリーンセンター（缶類）	野尻町 1678-1	3.6t/5h
東総地区クリーンセンター（ペットボトル）	野尻町 1678-1	2.6t/5h
東総地区最終処分場	森戸町 953	(埋立容量)37,000 m <sup>3</sup>

(イ) 処理施設が使用不能となった場合は、速やかに復旧措置を講ずるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請する。ただし、他自治体の処理施設が使用不可能な場合は、あらかじめ別に定めた仮置場を使用する。

##### エ ごみ排出方法の周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ、次の点を周知徹底する。

(ア) 可能な限りの可燃物及び不燃物の分別

(イ) 所定の集積場所への集積

(ウ) 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮

##### オ ごみ集積場所等の防疫

ごみの排出状況及び季節等により、必要に応じて消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障が

ないよう防疫活動を実施する。

カ 他自治体等への応援要請

被災状況により人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、他自治体等へ応援要請を行う。

(2) 災害廃棄物処理

災害により発生したがれき及び建物等の解体撤去に伴い発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として次により行う。

ア 災害廃棄物の仮置場の確保

がれき等が大量発生した場合、市は、災害廃棄物の仮置場を確保する。このため、清掃班は、あらかじめ仮置場の選定をしておく。

なお、状況によりあらかじめ選定した仮置場での処理が困難な場合は、市有地及び河川敷等の利用について関係機関と協議し、仮置場を決定する。

イ 災害廃棄物処理量の算出

廃棄物処理量は、「市町村災害廃棄物処理計画策定モデル」の方法によって算出し、計画的な収集、処理対策を講じる。

ウ 災害廃棄物の区分

災害廃棄物は、原則として次により区分し、処理を行う。

(ア) コンクリート系災害廃棄物

(イ) 木質系災害廃棄物

(ウ) 金属系災害廃棄物

エ 災害廃棄物の処分に関する情報の提供等

清掃班は、市民及び事業所等に対し、災害廃棄物の処分に関する情報の提供、助言、指導等を行う。

オ 市の応急対策に伴う災害廃棄物の処理

清掃班は、土木班が行う障害物の除去に伴う災害廃棄物に関して、土木班と協議を行い、迅速な処理に努める。

## 2 し尿処理作業

災害時には、通常の処理が困難になったし尿や避難所などの仮設トイレから多量のし尿が発生する。このため、これらのし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全に努める。

(1) 収集の方法

被災の状況に応じ、清掃班及び民間委託収集業者が収集作業を実施する。

(2) し尿処理施設

ア し尿処理は、原則として次の施設で行う。

名 称	位 置	処理能力
衛生センター	三崎町 3-76	90 kℓ/日

イ 処理施設が使用不能となった場合は、速やかに復旧措置を講ずるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請する。

ウ し尿処理量の算出

し尿処理量は、おおむね次の方法によって算出し、収集、処理の対策を講じる。(全壊戸数+流出戸数+床上浸水戸数+床下浸水戸数) × 75ℓ=要総処理量

エ 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、他自治体等へ応援要請を行う。

### (3) 仮設トイレの設置

- ア 断水や下水道の被害地区の避難所に、避難人員に応じた仮設トイレを設置する。仮設トイレは、備蓄品やレンタル業者からの調達により確保する。
- イ 公共下水道地域等において、上下水道等に支障が生じ、トイレの使用が不能となった場合は、被害の状況等により、公園その他の空地を利用し、仮設トイレを可能な限り設置する。
- ウ 仮設トイレの設置状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布等を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施する。

## 3 防疫作業

### (1) 防疫措置情報の収集・報告

- ア 災害発生後、速やかに警察及び消防等と連絡をとり、被害状況等を把握し、防疫措置の必要な地域、場所を決定する。
- イ 医療機関及び衛生医療班は、被災者にかかる感染症患者や食中毒患者の発見に努める。発見した場合、又は疑いのある場合には、災害対策本部及び海匠健康福祉センター（海匠保健所）へ通報する。

### (2) 実施事項

県の指導を受け、消毒、そ族及び害虫等の駆除、感染症患者等に対する措置、避難所の防疫指導、衛生指導、食中毒防止対策等を実施する。

### (3) 防疫の方法

被害家屋の汚染排除、消毒を行う。特に、床下その他の汚水の滞留する箇所は、速やかに清掃し、逆性石けんやクレゾール水の散布による消毒など必要な措置を講じる。

また、海匠健康福祉センター（海匠保健所）と協力して給水源の消毒及び水質検査を行うほか、食品衛生の指導も実施する。

### (4) 医薬品等の供給

医薬品及び防疫の機器は、衛生医療班において調達し、必要に応じて銚子市薬剤師会及び医薬品販売業者へ供給を要請する。さらに不足するときは、本部長を通じ、県に供給を要請するものとする。

### (5) 感染症患者等の措置

感染症患者が発生し、又は擬似症患者及び無症状病原体保有者が発見されたときは、海匠健康福祉センター（海匠保健所）の指示により、指定医療機関へ入院させるなど必要な措置を講じる。

### (6) 予防教育及び広報活動の実施

被災地において感染症や食中毒についての予防措置を行うとともに、パンフレットや広報車により広報活動を実施する。

## 4 障害物の除去作業

### (1) 住宅関係障害物の除去

災害救助法が適用された場合、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を、同法及びその運用方針により実施する。

なお、除去の対象者、方法、機関等は県災害救助法施行細則による。

### (2) 道路関係障害物の除去

道路上の障害物の除去は、道路管理者が行う。

この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に、「緊急輸送路一次路線」については、最優先に実施する。

### (3) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

#### ア 河川

河川管理者は、河川機能を確保するため、河川において障害物を除去、浚渫する。

## イ 港湾・漁港

- (ア) 港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している清掃船（千葉港3隻、木更津港1隻）により除去し、千葉港湾塵芥焼却場において焼却する。
- (イ) 臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵と同様に焼却する。
- (ウ) 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。
- (エ) 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去又はその他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

## 第2 死体の搜索・死体処理埋葬計画

項目	主担当
1 死体の搜索	救助班 防災班 警察署 自衛隊
2 死体の処理	警察署 救助班
3 死体の埋火葬	救助班

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される死体を搜索し、又は災害により死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ、死体の埋葬を実施する。

### 1 死体の搜索

救助班、防災班は、警察、自衛隊等と協力して搜索を行う。

#### (1) 搜索の依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問合せや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、救助班が次のとおり行う。

ア 市役所に「行方不明者相談所」を設置する。

イ 行方不明者の詳細情報を聴取する。

住所、氏名、年齢、性別、着衣、特徴、その他の情報

ウ 避難所収容者名簿、被災者台帳等と突き合わせ、安否を確認する。

エ 災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、すでに死亡していると推定される者を抽出する。

#### (2) 搜索方法

災害による行方不明者で、すでに死亡していると推定される者については、防災班、救助班は、警察、自衛隊等の関係機関と協力して死体の発見に努力する。

搜索の費用、期間等は、県災害救助法施行細則に定めるところによる。

#### (3) 災害応急対策上必要な場合の取り扱い

災害救助法が適用されない場合で、本部長は、災害応急対策上必要があると認めるときは、上記災害救助法の定める費用及び期間の範囲を参考に搜索を行う。

#### (4) 関係市町村への要請

市だけの搜索が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は死体が流出等により他市町村に漂着していると思われる場合は、漂着が予想される市町村に対し、搜索の依頼を要請する。要請するに当たっては、次の事項を明らかにする。

ア 死体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人員又は舟艇、機材等の種類及び数量

## 2 死体の処理

### (1) 実施者

死体の収容及び処理は、救助班があたる。

### (2) 死体の処理

ア 警察は、死体の検視及び撮影等を行ったのち、身元不明又は引取人のない死体については、救助班に引き渡すものとする。

イ 救助班は、引渡しを受けた死体につき洗浄、消毒等所要の措置を行い、身元の判明した場合は遺族に引き渡すものとする。

### (3) 身元確認

ア 身元不明者の身元確認は、警察、銚子市歯科医師会、地元住民の協力を得て行う。

イ 身元確認を終えた死体は、死体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋葬許可証を交付する。

ウ 縁故者による死体引取りの申し出があった場合には、十分調査の上、引き渡すものとする。

### (4) 検案医師の出動要請

本部長は、死体識別等の処理のため、銚子市医師会長及び銚子市歯科医師会長に検案医師の出動を要請し、必要な措置を行うものとする。

### (5) 死体の収容（安置）、一時保存

ア 多数の死者が発生した場合には、身元確認に長期間を要すると考えられることから、公共施設等に遺体安置所を開設し、死体を収容する。（第1候補地：銚子市体育館）

イ 救助班は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を確保する。

### (6) 災害救助法に定める遺体処理の範囲、費用及び期間

遺体処理の範囲、期間及び処理のため支出する費用は、災害救助法の定めるところによる。

### (7) 災害応急対策上必要な場合の取扱い

災害救助法が適用されない場合で、本部長は、災害応急対策上必要があると認めるときは、上記災害救助法に定める費用を参考に遺体処理を行う。

## 3 死体の埋火葬

### (1) 実施者及び方法

地震災害の死亡者で死体の引取人がない場合、引取人があっても災害による混乱のため埋葬ができない場合、又は本部長が必要と認めた場合、救助班は、応急的に埋葬を行う。

ア 事故死等による死体は、警察から引渡しを受けた後、処理する。

イ 身元不明の死体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取扱いは、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

### (2) 埋葬方法

ア 埋葬は、市が行い、原則として死体を火葬に付することにより実施する。ただし、災害救助法適用時には知事が行う。

イ 火葬施設に支障が生じた場合、又は処理能力を超えると判断した場合には、周辺市町村等に応援を要請するものとする。

また、広域的な災害時には、県に千葉県広域火葬計画に基づく広域火葬体制の確保を要請する。

ウ 身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族等に引き渡すものとする。

### (3) 災害救助法に定める埋・火葬の範囲、費用及び期間

埋・火葬の範囲及び費用並びに期間は、県災害救助法施行細則の定めるところによる。

## 第14節 被災建築物等の危険度判定、被災住宅の応急修理及び応急住宅の確保

項目	主担当
1 被災建築物の応急危険度判定	住宅班
2 被災宅地の危険度判定	住宅班
3 被災住宅の応急修理	住宅班
4 応急仮設住宅の建設等	住宅班

### 1 被災建築物の応急危険度判定

地震等が発生した後、余震による被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害の防止のため、応急危険度判定活動を建築士会等の協力を得て円滑に行う。

#### (1) 判定の準備

災害により多数の建築物が被災したときは、速やかに判定実施計画を策定するとともに、県と協力し判定に必要な準備を行う。

#### (2) 応急危険度判定士の派遣要請及び受入れ

速やかに応急危険度判定を実施するかどうかを判断し、実施の必要があるときは、県に応急危険度判定士の派遣を要請し、その受入れを行う。

#### (3) 判定実施の周知

判定作業を開始するまでに、調整班を通じ、市民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要を防災行政無線、チラシ等により周知する。

#### (4) 判定の実施

危険度判定は、危険、要注意、調査済の3区分で行い、判定結果については被災建築物に表示して使用者等に注意を行う。

### 2 被災宅地の危険度判定

地震等が発生した後、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定については、「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき県の支援を要請する。

### 3 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、被害の程度等により、応急仮設住宅の建設を知事から委任されたときは、市長が実施する。

#### (1) 住宅の応急修理の対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者とする。

#### (2) 住宅の応急修理の実施

住宅の応急修理は、居室、台所及びトイレ等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出する費用及び期間は、災害救助法の規定によるものとする。

### 4 応急仮設住宅の建設等

被災者に対する応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、被害の程度等により、応急仮設住宅の建設を知事から委任されたときは、市長が実施する。

#### (1) 災害救助法における実施基準

災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居基準等は、県災害救助法施行細則による。

##### ア 応急仮設住宅の入居対象者

応急仮設住宅へ入居する者は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

入居者の募集・受付は、広報及び災害相談窓口を活用するほか、必要に応じて避難所にて行い、被災状況等を考慮して入居者を選定する。

イ 応急仮設住宅の建設

(ア) 建設戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、被害家屋調査結果による被災戸数等を踏まえ、県と協議して決定する。

(イ) 建物の規模及び費用等

応急仮設住宅の1戸当たりの規模及び費用、期間等は、県災害救助法施行細則の規定による。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

応急仮設住宅を早期に建設するため、復旧部は、関係部と調整し、あらかじめ選定した候補地等から、災害の状況等を勘案し、適当な建設場所を決定するものとする。

(3) 福祉仮設住宅の提供

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者の実態等を考慮し、必要に応じ県と協議し、高齢者又は障害者向けの福祉仮設住宅の建設について検討する。

(4) 応急仮設住宅の管理

ア 市は、県の要請によりその管理に協力する。

イ 市は、必要により巡回訪問等を実施し、入居者の要望等の把握に努め、県と協議し、適切な措置を講ずる。

(5) 応急仮設住宅の処分

災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了したときは、知事がこの処分を行う。

(6) 民間賃貸住宅の借り上げ等

応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。



## 第15節 ライフライン施設・公共土木施設等の応急復旧

### 第1 ライフライン施設の応急復旧計画

項目	主担当
1 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社
2 上水道施設の応急復旧	復旧班 給水班
3 下水道施設の応急復旧	下水道班
4 通信施設の応急復旧	東日本電信電話株式会社銚子営業支店 銚子郵便局
5 都市ガス施設の応急復旧	銚子瓦斯株式会社

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活、社会経済活動及び地震発生後における被災者の生活確保等の応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。これらの施設が地震により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市機能の著しい低下は免れない。

このため、各事業者は、復旧時までの間、代替措置を講じるとともに、応急復旧体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図り、迅速かつ円滑な対応に努める。

#### 1 電力施設の応急復旧

##### (1) 非常時の組織体制

非常災害対策支部を成田支社に置く。

##### (2) 非常災害対策活動

###### ア 設備の運転

電力は、非常災害が発生した場合においても供給を継続する。しかし、電力の供給を継続することが危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに報告する。

###### イ 非常災害対策要員の出動

###### (ア) 呼集

非常態勢が発令された場合は、支部態勢を呼集する。

###### (イ) 参集

支部態勢要員は、速やかに参集する。

###### ウ 復旧用資機材等の確保

非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握し、不足資機材は、速やかに確保し、復旧態勢に備える。

###### エ 情報連携

「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき市及び東京電力パワーグリッド株式会社それぞれが必要な情報を提供する。

###### オ 復旧計画の作成

災害状況を早期に把握し、電力復旧計画の策定に努める。電力復旧計画の策定にあたっては、千葉県から示された重要施設の優先復旧について十分に配慮し、作成する。

###### カ 広報

###### (ア) 利用者に対する広報

東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害の発生により長時間停電が発生した場合、ホームページ・TEPCO速報や各報道機関を通じて広報を行う。なお、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、市に対して停電情報等の発信を要請することができる。市は、東京電力パワーグリッド株式会社から停電情報等の発信要請を受けた場合には、市が**実施**

可能な広報手段にて情報を発信する。

(イ) 市への対応

- a 市の災害対策本部から連絡調整員派遣の要請があったときは、協議のうえ、派遣する。
- b 電力施設等の被害状況、復旧状況等については、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」により、迅速・的確に報告する。

## 2 上水道施設の応急復旧

(1) 震災時の初動措置

大規模な地震が発生した場合は、給水部は、直ちに施設を巡回して事故発生の有無を確認する。併せて銚子管工事協同組合に連絡し、損壊箇所の応急措置を施すよう要請する。

(2) 応急復旧の実施

給水部は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確保する。また、水道施設の復旧に当たっては、銚子管工事協同組合に協力を求めて応急復旧を図る。

被害範囲が広域で、市及び給水部の能力では対応が不可能なときには、総括部長を通じ、県に応援要請を行う。

応急復旧作業の実施に当たっては、次の事項を考慮して行う。

(3) 応急復旧の行動指針

ア 施設復旧の完了の目標を明らかにする。

イ 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。

ウ 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。

エ 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。

オ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。

カ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(4) 優先的な復旧対象

応急復旧の実施に当たっては、医療施設、避難所及び福祉施設を優先するものとする。

## 3 下水道施設の応急復旧

(1) 震災時の初動措置

大規模な地震が発生した場合は、下水道班は、直ちに施設を巡回して事故発生の有無を確認するとともに、必要に応じて関係業者に連絡し、損壊箇所の応急措置を施すよう要請する。

(2) 応急復旧の実施

下水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確保する。

また、応急復旧作業の実施に当たっては、上水道の復旧状況を考慮し、給水部と連携を図りながら、速やかに応急復旧作業を行う。

(3) 下水管渠の排水機能の回復

可搬式ポンプや仮管渠等の設置等により、下水の排水機能確保に努める。

(4) ポンプ場、終末処理場の処理機能の回復

ア ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電等により機能確保を図る。

イ 終末処理場が被害を受けたときには、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の確保を図る。

ウ 水処理施設に支障が生じたときは、周辺の水環境への汚濁拡大を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより処理機能の確保を図る。

#### 4 通信施設の応急復旧

##### (1) 東日本電信電話株式会社銚子営業支店

###### ア 震災時の活動体制

###### (ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関との緊密な連絡を図る。

###### (イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される津波警報等の各種警報について、速やかに県、市町村へ通報する。

###### イ 発生時の応急措置

###### (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

###### (イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳（ふくそう）等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 伝言・取次サービスの実施

###### (ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶し、又は通信の利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害時伝言ダイヤルの利用

###### ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

###### (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

###### (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 銚子郵便局

応急措置は、以下のとおりとする。

- ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送若しくは集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。
- イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

## 5 都市ガス施設の応急復旧

(1) 応急対策

ア 動員、配備体制

地震等の非常災害が予想される場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、あらかじめ定められた災害状況に対応した動員、配備体制を発令し、次の対策を講ずるものとする。

なお、災害発生状況により必要な場合には、関連会社（東部瓦斯株式会社他）及び房総ガス協議会等の応援を得て処理にあたる。

- (ア) 工場設備の補強防護
- (イ) ガス導管及び整圧器の要注意箇所の見回り強化
- (ウ) 建造物、排水設備の補強・点検

以上を実施し、被害を最小限にとどめる体制をとるとともに、被害発生に備え、緊急要員の確保、復旧資材及び工具等の点検を行う。

非常災害発生時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次特別出動体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

イ 情報収集、連絡体制

災害に際しては、有線などの通信施設を使用して情報収集、連絡にあたり、また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ、テレビ等の報道関係の通信、電力、水道等の被害状況を収集する。

営業所は、テレビ、ラジオ、その他の報道機関等の緊急情報及び社内無線通信設備による巡回員からの情報報告により状況判断に努め、設備及びガス導管の全般的な被害状況を把握して本社に連絡するとともに、バルブ操作などの指示を受ける

ウ 消費者に対する広報

関東経済産業局、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について、適切に広報連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

## 第2 公共土木施設等の応急復旧計画

項目	主担当
1 道路の応急復旧	土木班 道路管理者
2 交通施設の応急復旧	関係事業者
3 その他土木施設の応急復旧	土木班 施設管理者

## 1 道路の応急復旧

災害発生後、復旧部は、千葉県建設業協会銚子支部等の協力を得て、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通確保に努める。また、必要に応じて県及び自衛隊に応援を要請する。

### 〈応急措置の内容〉

機 関 名	応急措置
市及び県	被害を受けた道路、橋りょう及び交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を行う。また、地域住民等からの道路情報の収集に努める。 これらの情報に基づき、道路、橋りょうに関する被害状況を把握し、交通規制、広報の対策及び必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

#### (1) 交通支障箇所の調査

道路、橋りょう等の被害状況を把握するため、調査チームを編成する。また、交通安全施設、道路照明、道路標識等の安全を確認するために、幹線市道からパトロールを行い、情報収集をする。

#### (2) 調査及び報告

調査により支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告する。

ア 市内の道路、橋りょう等について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線（橋りょう）名、箇所、被害拡大の可能性、迂回路線の有無、その他被災の状況等を報告する。

イ アにより報告を受けたときは、その状況を直ちに市域を管轄する関係機関の長に連絡するものとする。支障箇所については、速やかに撤去等の措置を行うほか、交通の円滑な流れを確保するため、交通規制を行う。

#### (3) 緊急輸送道路等の応急復旧

緊急輸送道路は、救助・救護活動において重要な役割を果たす道路であることから、特に優先して応急復旧するものとする。

##### ア 応急復旧の目標

原則として2車線の通行が確保できるようにする。

##### イ 応急復旧方法

(ア) 路面の亀裂及び地割れについては、土砂、碎石等を充填する。状況によっては仮舗装を行う。

(イ) 路面の大きな沈下については、土砂、碎石等により盛土する。状況によっては仮舗装を行う。

(ウ) 路面や法面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。

(エ) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、ブルドーザー等の重機械により崩壊土の除去を行う。

(オ) 倒壊した電柱、街路樹、落下物等の集積場所は、原則としてあらかじめ公有地を定めておく。

#### (4) 道路占有者との相互協力

電気、ガス、上下水道、電話等の道路占有者は、自己所管以外の施設の被害を発見した場合は、相互に通報し、直ちに応急措置をとるよう協力する。

## 2 交通施設の応急復旧

震災が発生した場合、各交通機関は、全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

また、災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

## 3 その他土木施設の応急復旧

地震により河川及びその他の土木施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しないよう措置を講じる。

#### (1) 河川の応急復旧内容

ア 堤防及び護岸の破壊

亀裂箇所等をビニールシート等で覆い、雨水の浸透による増破を防ぐ。また、速やかに復旧計画をたてて復旧する。

イ 水門及び排水機等の破壊

土のう、矢板等により応急に締切を行う。また、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。

(2) 橋りょう

橋りょうについては、次のとおり対策を講じる。

ア 落橋部分に、角材、H形鋼を架け渡し、敷板を並べ、土砂をかぶせて応急復旧する。状況によっては、中間に仮橋脚を設ける。

イ 上記による方法が困難な場合は、使用できる橋までの迂回路の応急復旧を行う。

ウ 緊急を要する場合で、かつ、上記ア、イによる方法が困難な場合は、代替橋の設置を行う。

(3) 港湾等

市及び国、県は、地震・津波により堤防が決壊するおそれのあるもの、堤防の前面の砂浜等が土砂流出し、根固めする必要があるもの、あるいは護岸・水門が全壊又は決壊して、放置すると著しい被害を生じるおそれがあるものについては、関係機関と協力して仮締切、決壊防止工事を実施する。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊防止施設の管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。



## 第16節 災害ボランティアの協力

項目	主担当
1 災害ボランティアセンターの設置・運営	本部班 援護班 社会福祉協議会
2 災害ボランティアセンターとの連携・協力	援護班 社会福祉協議会

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、市は、積極的にボランティアの協力を得られるよう努める。

### 1 災害ボランティアセンターの設置・運営

#### (1) 災害ボランティアの受入窓口

援護班は、災害発生後、速やかに銚子市社会福祉協議会と連携して保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターでは一般ボランティア及び専門ボランティアの募集・受付並びに被災者からのボランティアニーズの受付及びボランティア活動のコーディネート等を行う。

また、県災害ボランティアセンターが設置された場合は、ボランティアの受付状況やボランティアニーズの状況等を連絡・調整する。なお、災害ボランティアセンターを設置できず、県が代替措置として広域災害ボランティアセンターを設置した場合は、同センターと連携し、その運営に協力するものとする。

#### (2) 災害ボランティアの主な活動内容

##### ア 一般ボランティア

- (ア) 避難所の運営支援
- (イ) 炊き出し、食料等の配布
- (ウ) 援護物資や義援品の仕分け、輸送
- (エ) 高齢者や障害者等要配慮者の介護
- (オ) 清掃
- (カ) その他被災地における軽作業等

##### イ 専門ボランティア

- (ア) 看護師免許資格を要する活動
- (イ) 介護福祉資格を要する活動
- (ウ) 外国語通訳に関する活動
- (エ) その他専門知識、技能を要する活動等

### 2 災害ボランティアセンターとの連携・協力

#### (1) 災害ボランティアセンターとの連携

援護班は、災害対策本部各班のニーズを整理し、災害ボランティアセンターを通じて協力者を募集する。

#### (2) 活動拠点等の提供等

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動に必要な施設、設備、資機材等を提供又は貸与する。

#### (3) 周辺市町村での災害時の対応

周辺市町村で被災した場合、本市においてもボランティアの受付体制をとるとともに、県災害ボランティアセンター及び被災市町村の災害ボランティアセンターと連絡調整の上、現地に派遣する。



## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 被災者生活安定のための支援

#### 第1 被災者総合相談窓口の開設

項目	主担当
被災者総合相談窓口の開設	秘書広報課

災害により被災した市民生活の立直しを援護し、又は市民の自力復興を促進するため、市は、臨時の被災者総合相談窓口を設置して、市民生活の早期安定を図る。

##### 1 被災者総合相談窓口の設置

被災者からの問合せ、相談、各種被災者支援策の手続き等を総合的に行う必要があるときは被災者総合相談窓口を設置する。

取り扱う分野は、おおむね次のとおりとする。

ア 安否情報（家族の消息等）	イ 搜索依頼の受け付け
ウ り災証明書の発行	エ 埋葬許可証の発行
オ 他各種証明書の発行	カ 仮設住宅の申し込み
キ 住宅の応急修理の申し込み	ク 他災害見舞金、義援金の申し込み
ケ 被災者生活再建支援金の申し込み	コ 生活資金、営業資金等の相談等
サ 福祉、法律関係の相談	シ 職業のあっせん等の相談

##### 2 事務の分担

(1) 被災者総合相談窓口の設置及び運営の統括は、秘書広報課、財政室が行う。

ただし、災害復旧対策本部を設置していない場合、又は廃止された場合は、秘書広報課が行う。

(2) 各分野の対応は、それぞれの分野を所管する部課が行う。

(3) 窓口設置の場所

被災者総合相談窓口の設置場所は、原則として本庁舎内とするが、本庁舎に支障がある場合、又は必要がある場合は、他の公共施設を利用して設置する。

また、災害の状況等により、必要な場合は市域内に分散して設置する。

#### 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付け

項目	主担当
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金等の貸付け	社会福祉室 社会福祉協議会
2 被災者生活再建支援金	危機管理室

市民の福祉及び生活の安定に寄与することを目的として、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給するとともに、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給する。

また、被害を受けた市民に対する災害援護資金等の貸付けを行う。

## 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金等の貸付け

### (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して、災害障害見舞金を支給する。

### (2) 災害援護資金等の貸付け

災害により被害を受けた市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

なお、災害援護資金は、社会福祉課に申し込むものとする。

### (3) 銚子市災害見舞金等の支給

市長は、次に該当する場合を除き、銚子市災害見舞金等支給要綱に基づき、被災者に対し、見舞金等を支給する。なお、社会福祉課に申し込むものとする。

ア 当該災害につき本市が災害救助法の適用を受けたとき。

イ 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金の支給対象となったとき。

ウ 被災者又はその遺族の故意又は重大な過失により当該災害が発生したとき。

## 2 被災者生活再建支援金

### (1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

### (2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

### (3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

### (4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	100万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

### 第3 市税等の特例措置

項目	主担当
市税等の特例措置	税務課 保険年金室 財政室 関係各課室

自然災害等により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の回復を図るため、市税等の徴収猶予措置等を講ずるものとする。

#### 1 市税等の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、銚子市市税条例等により、市税等の納税又は納付、支払い期間の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて適切に講ずるものとする。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

ア 申告等の期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他の書類の提出、又は市税を納付、納入することができないと認められる場合は、次の方法により、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他被災した納税者等により申請があったときは、納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内に、市長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が、市税を一時納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

ただし、特別の理由があると認められる場合は、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 減免

被災した納税者に対し、市長において必要があると認める場合は、次のとおり減免を行う。

税目	減免の内容
個人の市民税 (個人の県民税含む)	・被災した納税者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	・災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税	・被災した納税者の状況に応じて減免を行う。

(2) 銚子市国民健康保険料の徴収猶予及び減免

ア 保険料の徴収猶予

市長は、銚子市国民健康保険条例に基づき、保険料の納付義務者が、その資産について震災等の災害を受け、保険料の全部又は一部を納付することができないと認められる場合は、6月以内の期限を限って徴収を猶予するものとする。

イ 保険料の減免

市長は、銚子市国民健康保険条例に基づき、天災その他特別な理由がある者のうち必要があると認めるものに対し、保険料の減免を行う。

また、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告

しなければならない。

(3) 銚子市介護保険料の徴収猶予及び減免

ア 保険料の徴収猶予

市長は、銚子市介護保険条例に基づき、保険料の納付義務者等が、住宅、家財その他の財産について震災等の災害により著しい損害を受け、保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合は、6月以内の期限を限って徴収を猶予することができる。

イ 保険料の減免

市長は、銚子市介護保険条例に基づき、震災等の災害により著しい損害を受けた者のうち、特別の理由があると認められる者に対し、保険料の減免を行う。

また、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(4) 銚子市使用料及び手数料の徴収猶予及び免除

ア 使用料の徴収猶予

市長は、銚子市使用料及び手数料条例に基づき、特に必要があると認めるときは、使用料等の徴収を猶予し、又は分納させるものとする。

イ 使用料の免除

市長は、銚子市使用料及び手数料条例に基づき、使用料等を納付すべき者が災害その他の特別な理由があると認められるときは、当該使用料等の額の全部又は一部を免除するものとする。

(5) その他の措置

その他の使用料等については、それぞれ条例、規則等で定める減免規定により、必要に応じて適切な減免措置を講ずるものとする。

#### 第4 義援金の受付・配分

項目	主担当
義援金の受付・配分	会計課 社会福祉課

市は、災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の受付及び配分等の措置を講ずる。

##### 1 義援金の受付

市長は、災害が発生して義援金が寄せられた場合は、直ちに義援金の受付窓口の設置を社会福祉課に指示し、募集及び受付を実施する。

##### 2 義援金の保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、会計課が指定金融機関への一時的預託により保管する。また、受け払い帳簿を作成し、管理する。

##### 3 義援金の配分

###### (1) 配分計画の立案

義援金品については、被災状況、県や日本赤十字社から各市町村への配分基準等を考慮して社会福祉課又は必要に応じて組織する市義援金配分委員会が配分計画を立案し、市長が決定する。

###### (2) 義援金の支給

被災者への義援金の支給は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、原則として口座振込により行う。

## 第5 中小企業者、農林漁業者の支援

項目	主担当
中小企業者、農林漁業者の支援	観光商工課 水産課 農産課

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

### 1 中小企業者への融資資金

市（観光商工課）は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、県等との連携を図り周知する。

### 2 農林漁業者への融資資金

市（水産課、農産課）は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

### 3 雇用の維持に向けた事業者への支援

県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

また、雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

## 第2節 災害復旧対策

### 第1 津波災害廃棄物処理

項目	主担当
津波災害廃棄物処理	生活環境課

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

### 第2 ライフライン関連施設等の復旧対策

項目	主担当
1 ライフラインの復旧	関係各課 ライフライン事業者
2 道路・交通基盤の復旧	道路管理者 都市整備室

市は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努める。

#### 1 ライフラインの復旧

##### (1) 下水道施設の復旧・復興

市は、被害の程度に応じて復旧計画を策定し、復旧工事協力業者や応援自治体等の協力のもとに応急復旧工事を行い、可能な限り早期に正常の排水処理を行う。

下水道に係る復旧計画の策定及び復旧工事の実施に際しては、上水道・電気・ガス・電話などのライフライン事業者が行う復旧・復興事業との調整を図り実施する。

##### (2) 水道施設の応急復旧対策

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、市水道局は必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧に当たっては、給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

##### (3) 電力施設の応急復旧対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害により電力施設に被害があった場合は、設備被害の状況を把握し、復旧対策を講じる。

##### (4) ガス施設の応急復旧対策

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

#### 2 道路・交通基盤の復旧

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。

なお、都市計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。



(1) 道路に関する復旧・復興方針の作成

道路に関する復旧・復興方針の作成については、被災状況調査の結果を踏まえ、都市復興方針との連携・調整を図りながら進める。

なお、震災前に既に道路計画が定められていた未整備の道路については、被災状況や市街化動向を勘案し、幅員、ルート、線形等の変更も含めて再検討する。

(2) 道路ネットワークの整備

ア 復旧事業の実施

道路に関する復旧・復興方針において、原状復旧が決定された道路については、迅速に復旧事業を実施する。

イ 都市計画道路の整備

災害に強い道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の整備を進める。

なお、震災の状況により市街地の状況が大きく変化した場合、復興方針との連携・調整を図りながら必要に応じて既存の道路計画の見直しを検討する。

ウ 既存道路の耐震性等の強化

災害に強い道路ネットワークを補完するため、市街地の整備にあわせて、路線や道路施設の優先度等を勘案し、既存道路施設の耐震対策及び道路環境の安全性や快適性の向上に努める。

### 第3 災害復旧事業の促進

項目	主担当
1 災害復旧事業の推進	関係各課室 防災関係機関
2 激甚災害の指定促進	危機管理室 財政室 関係各課室

#### 1 災害復旧事業の推進

被災した公共施設等は、原状回復にあわせ、災害再発を防止するため必要な改良を行うなど、将来の災害に備えるとともに、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図ることを目的に、必要に応じて災害復旧事業計画を策定し、計画的な復旧を推進するものとする。

また、国等の財政援助の対象となる復旧事業については、事業の適用を速やかに受けられるよう必要な準備、協力等を行う。

<財政援助を受ける主な災害復旧事業>

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業           |
| (2) 農林水産業施設災害復旧事業          |
| (3) 水道施設災害復旧事業             |
| (4) 社会福祉施設災害復旧事業           |
| (5) 公共医療施設、病院等災害復旧事業       |
| (6) 学校教育施設災害復旧事業           |
| (7) 社会教育施設災害復旧事業           |
| (8) 都市災害復旧事業               |
| (9) 住宅災害復旧事業               |
| (10) 災害廃棄物処理事業             |
| (11) ライフライン（上下水道を除く）災害復旧事業 |
| (12) 交通関係施設災害復旧事業          |
| (13) 被災者の生活再建事業            |
| (14) 中小企業振興事業              |
| (15) その他の災害復旧事業            |



## 2 激甚災害の指定促進

市域に著しく激甚である災害が発生した場合に、迅速かつ適切な復旧を実施するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を促進する。

このため、大規模な地震災害が発生した場合、市長は、激甚法に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準（中央防災会議決定）を十分考慮し、県知事に対して速やかにその災害の状況及びこれに対する措置の概要を報告する。

県知事に対する報告事務は、危機管理室が行うものとする。

また、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助の適用対象事業を所管する部長は、県の関係部局の指示をうけ、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、本市財政課及び関係部局との調整等を経て、県の関係部局に提出するものとする。

### 第3節 災害復興

項目	主担当
1 災害復興体制の確立	企画室
2 災害復興計画の策定	企画室

#### 1 災害復興体制の確立

災害応急対策については、危機管理室が国、県等との連絡窓口となるが、復興計画は、企画室が行うものとする。

また、市長は、復興事業の実施について特に必要があると認めるときは、銚子市災害復興本部を設置する。

#### 2 災害復興計画の策定

災害対策本部の廃止後、被害の程度や災害復旧事業の進捗等を十分検討して、復興計画を策定する。

また、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して復興計画を策定し、復興協議会の組織化、復興整備事業の実施等を図るものとする。